3　参考資料

学校安全の取組（学校安全計画や危機管理マニュアルの見直し、安全点検の実施及び避難訓練を含む安全教育等）を推進する際に参考となる主な資料等

	資料等	主な内容	備考
全体に関すること	学校事故対応に関する指針【改訂版】（令和６年３月）	学校管理下における死亡事故や重篤な事故が起きた際の対応の指針。	本冊子に全文を掲載
	「生きる力」を育む学校での安全教育（平成３１年３月）	新学習指導要領及び第２次学校安全の推進に関する計画に対応した学校安全資料。安全教育、安全管理、組織活動等具体的に掲載。自校の学校安全計画を見直す際に参考となる資料。	
	学校危機管理マニュアル作成の手引き（平成３０年２月）	学校防災マニュアル（地震、津波被害：平成２４年３月）を受け、他の危機事象（交通事故、不審者事案等）についても掲載。	
	「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理（令和２年３月）	学校事故対応に関する指針に基づいて、文部科学省に提出された詳細調査報告書について横断的に整理したもの。具体的な対応事例から、学校事故の対応について検討する際の参考となる資料。	
	学校危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドライン（令和３年６月）	学校で危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際の評価の観点（チェックリストや考え方）が掲載。自校の危機管理マニュアルを見直す際に参考となる資料。	本冊子にＱＲコード付き文書掲載
	第３次学校安全の推進に関する計画（令和４年３月）	令和４～８年度における学校安全に関する基本的な方向と具体的な方策について示した計画。	本冊子に全文を掲載

災害安全に関すること	自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について(令和元年１２月５日)	東日本大震災の津波被害に係る大川小学校事故訴訟に関して、校長等や教育委員会に過失があったとして自治体に損害賠償を命じた控訴審の判決内容が確定したこと等を受け発出された文書。 学校保健安全法、水防法等に基づき、学校における取組、設置者における取組を具体的に掲載。	
交通安全に関すること	通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について（平成２５年１２月６日）	平成２４年４～５月にかけて京都府亀岡市などで登校中の児童生徒が巻き込まれる事故が相次いで発生したことを受け、以下の通学路の安全確保に関する取組を実施するよう求められた。 ・地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定。	
生活安全に関すること	登下校時における児童生徒等の安全確保の充実について(平成３０年８月９日)	平成３０年５月、新潟市において下校中の児童が殺害される事件を受け、「登下校防犯プラン」を策定。本通知は標記プランを実施する際の留意事項を掲載。	
	幼児児童生徒の安全確保に関する指針（再改定版）（令和２年１２月）	平成１９年に改訂が行われた本指針について、令和２年１２月に再改定されたもの。 学校の設置、又は管理する者が児童生徒の安全確保をするための具体的な方策等が示される。	

◇「学校安全×文部科学省」（https://anzenkyouiku.mext.go.jp/）には、上記資料をはじめ、学校安全に関する文部科学省等の取組や通知文、これまでに作成した資料などが掲載されている。

第３次学校安全の推進に関する計画

令和４年３月２５日

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

●学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
●「第３次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和４年２月７日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和４年３月２５日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの５年間）

Ⅰ　総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

○ 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
○ 学校安全の取組内容や意識の差
○ 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性

など

施策の基本的な方向性

○ 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
○ 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
○ 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
○ 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
○ 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
○ 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

○ 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
○ 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
○ 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

Ⅱ　推進方策

５つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

１．学校安全に関する組織的取組の推進

２．家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

３．学校における安全に関する教育の充実

４．学校における安全管理の取組の充実

５．学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

推進方策１．学校安全に関する組織的取組の推進

○ 学校経営における学校安全の明確な位置付け
○ セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
○ 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
○ 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
○ 教員養成における学校安全の学修の充実

推進方策２．家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

○ コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
○ 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
○ SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

推進方策３．学校における安全に関する教育の充実

○ 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
○ 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
○ 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
○ ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

推進方策４．学校における安全管理の取組の充実

○ 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
○ 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
○ 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
○ 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

推進方策５．学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

○ 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
○ 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
○ 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
○ AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
○ 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
○ 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

目次

はじめに　・・１

Ⅰ　総論　・・２
　１．これまでの取組と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　２．施策の基本的な方向性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

Ⅱ　学校安全を推進するための方策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　１．学校安全に関する組織的取組の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　　（１）学校経営における学校安全の明確な位置付け
　　（２）学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実
　　（３）危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実
　　（４）学校における人的体制の整備
　　（５）学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実
　　（６）教員養成における学校安全の学修の充実
　２．家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進　・・・・９
　　（１）家庭、地域との連携・協働の推進
　　（２）関係機関との連携による安全対策の推進
　３．学校における安全に関する教育の充実　・・・・・・・・・・・・・・・１１
　　（１）安全教育に係る時間の確保
　　（２）地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実
　　（３）学校における教育手法の改善
　　（４）幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集・発信
　　（５）現代的課題への対応
　４．学校における安全管理の取組の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・１７
　　（１）学校における安全点検
　　（２）施設・設備の安全性の確保のための整備
　　（３）重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
　　（４）学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等
　５．学校安全の推進方策に関する横断的な事項等　・・・・・・・・・・・・２０
　　（１）学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進
　　（２）科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
　　（３）学校安全を意識化する機会の設定の推進
　　（４）学校におけるデジタル化の進展とサイバーセキュリティの確保
　　（５）学校安全に関する施策のフォローアップ

はじめに

我が国は、近い将来に発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、激甚化・頻発化する豪雨、台風などの計り知れない自然災害のリスクに直面している。また、学校における活動中の事故や登下校中における事件・事故、ＳＮＳの利用による犯罪など子供の安全を脅かす様々な事案も次々と顕在化している。

このような中、学校は、児童生徒等が集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠の前提である。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に身に付け、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるようになることが求められる。

このため、今後５年間（令和４年度から令和８年度）における学校安全に係る基本的方向性と具体的な方策を示す「第３次学校安全の推進に関する計画」を策定し、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進する。本計画に基づき、安全で安心な学校環境の整備や、組織的な取組を一層充実させるとともに、安全教育を通じ、児童生徒等に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ることが重要である。

言うまでもなく安全に対する取組は全ての世代において行われるべきであるが、学校安全の取組は、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が将来社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与するという点で極めて重要な意義がある。

子供が心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて、全ての人々の願いである。本計画を踏まえ、関係者や関係機関が全力で学校安全の取組を実施し、安心で安全な学校づくり、社会づくりを推進するべきである。

Ⅰ　総論

学校安全の活動は、「生活安全[1]」、「交通安全[2]」、「災害安全[3]」の各領域を通じて、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す「安全教育」、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す「安全管理」、これらの活動を円滑に進めるための「組織活動」という３つの主要な活動から構成されている。

特に、組織活動については、安全教育と安全管理を相互に関連付けるものであるとともに、校内体制の構築のみならず、学校安全に関わる活動の担い手となりうる学校外の多様な主体との連携が求められるものである。

１．これまでの取組と課題

（１）これまでの取組

平成 20 年の学校保健法の一部改正により学校保健安全法[4]が成立し、国は、平成 24 年度からの５年間を計画期間とする「学校安全の推進に関する計画」（以下、「第１次計画」という。）、平成 29 年度からの５年間を計画期間とする「第２次学校安全の推進に関する計画」（以下、「第２次計画」という。）を策定し、学校安全の推進に取り組んできた。

第１次計画の計画期間（平成 24 年度から平成 28 年度）中には、東日本大震災の教訓を踏まえて、児童生徒等が主体的に行動する態度を育成することの重要性が改めて認識され、学校教育活動全体を通じた実践的な安全教育が推進されるとともに、自然災害による被害を防ぐために地域の特性を踏まえた学校施設の整備や防災マニュアルの整備等の対策が推進された。また、教育活動中の事故防止や不審者侵入等に対応した危機管理マニュアル及び防犯設備の整備と訓練の実施、通学・通園中の交通事故や犯罪被害を防止するための安全点検や見守り活動等、各種の安全上の課題に応じた対策が推進された。さらに、学校安全に係る取組全般において、外部の専門家や関係機関の専門的知見を取り入れ、一層の取組改善を行うといった先進的な取組が進められた。

第２次計画の計画期間中（平成 29 年度から令和３年度）には、児童生徒等の様々な安全上の課題に対し、管理職のリーダーシップの下、組織的な体制を整備し、学校教育活動全体を通じた取組を実施するとともに、その取組を評価・検証し、学校安全計画や危機管理マニュアル等の改善を図りながら、学校安全を推進することとした。安全教育では、学習指導要領の改訂を踏まえ、カリキュラム・マネジメント[5]の確立を通して、系統的・体系的で実践的な安全教育を推進することとされた。また、安全管理においては、定期的な学校施設・設備の安全点検、防犯・交通安全・防災の視点から通学・通園路の安全点検を行うとともに、事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組・充実を図った。さらに、安全上の課題が複雑化・多様化する中で、家庭・地域・関係機関等との連携・協働が一層推進された。

[1] 学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。
[2] 様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。
[3] 防災と同義。地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。
[4] 昭和 33 年法律第 56 号
[5] 新学習指導要領においては、各学校において児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（カリキュラム・マネジメント）に努めるものとしている。

（２）第３次学校安全の推進に関する計画策定に向けた課題

一方、令和４年度からの５年間を計画期間とする「第３次学校安全の推進に関する計画」（以下、「第３次計画」という。）の策定に向けた課題として、様々な計画やマニュアルが整備されつつも必ずしも実効的な取組に結びついていないこと、地域、学校設置者、学校、教職員の学校安全の取組内容や意識に差があること、東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要があること、学校安全の中核となる教職員の位置付け及び研修の充実について学校現場の実態が追い付いていないこと、様々なデータや研究成果が学校現場で実際に活用されていないこと、計画自体のフォローアップが不十分なため十分に進捗が図られていない事項があることなどが指摘されている。

このため、学校及び学校設置者において取組がより実効的なものとなるよう、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの構築を全国的に推進するとともに、必要な施策を実効的に進めるための国の施策の充実、計画における主要な指標の設定や進捗管理の改善に取り組まなければならない。

また、児童生徒等の通学時に発生する事件・事故など、学校の努力だけでは防止できない事案も発生している。過去の悲しい事件・事故・災害被害等の経験を繰り返さないためにも、これまでの知見を今後の学校安全の取組に活かすことはもとより、子供の視点にも立ちながら、学校外の専門的な知見や地域からの協力を得て、学校安全に関わる取組に反映していくことが求められる。教育行政の関係者はもちろんのこと、児童生徒等が被害を受ける事件・事故・災害を減らすための地域による努力が必要であり、国、地方公共団体、学校設置者のみならず、警察・消防、気象台等の関係機関、PTA・自治会、地域のボランティアなど、学校安全の各領域に関わる多様な主体と学校との協働を継続的に進めていかなければならない。

これまで行われてきた安全教育、安全管理、組織活動の取組により、学校の教職員が事件・事故の発生に備えた訓練や研修の成果を活かし、児童生徒等に対する被害を未然に防ぐ行動をとれたケースも存在する。全国的に学校安全の取組の質の向上を図る重要性・必要性は今後も変わることはなく、引き続き、国は、地方公共団体や学校設置者と連携・協力の下、各学校が学校安全に取り組みやすくなるよう支援していくことが必要である。

２．施策の基本的な方向性

これまでの取組や課題を踏まえ、第３次計画期間において取り組むべき施策の基本的な方向性は以下のとおりとする。

○　学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
○　地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
○　全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
○　地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
○　事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
○　学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

（目指す姿）

基本的な方向性に基づき、Ⅱに掲げる施策を実施することにより、第３次計画の計画期間において目指す姿は以下のとおりとする。

○全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
○学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
○学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

＜主要指標＞
・学校管理下での重大事故件数
・学校管理下での負傷・疾病の発生件数、発生率

Ⅱ　学校安全を推進するための方策

学校安全に関する組織的取組の推進、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進、学校における安全教育の充実、学校における安全管理の取組の充実等に関し具体的な取組を進めることにより、学校安全に関する取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上、すなわち、学校における安全文化の醸成を図るものとする。

１．学校安全に関する組織的取組の推進

（１）学校経営における学校安全の明確な位置付け

学校安全に関わる活動を校内全体として行うためには、安全教育・安全管理を担当する教職員にその重要性や進め方が共通理解されていることが大切である。校長のリーダーシップの下、学校安全計画に基づく学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害等発生時の対応ができるよう校内体制が整えられている環境下でなければ、実効的な取組を進めることは困難である。

このため、校長が学校安全を学校経営に明確に位置付けることや、学校安全計画に基づく組織的・計画的な活動を進められる環境が整えられるよう校内安全委員会

を設置すること等により、学校安全に関する適切な役割分担と共通理解に基づく対応ができる校内体制を設けることが重要である。

国は、学校設置者等との連携を図り、各学校における取組の状況を把握するとともに、学校安全が各学校の学校経営に位置付けられるよう周知啓発等の取組を推進する。

＜主要指標＞
・学校安全を学校経営に位置付けている学校数
・学校における校内体制の整備状況（校内安全委員会、学校安全部などの設置）
・学校評価において、学校安全に関する項目を扱っている学校数

（２）学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実

全ての学校において、学校安全計画[6]を策定し、これを実施しなければならないとされており、学校安全計画には、当該学校の施設及び設備の安全点検、通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修、その他学校における安全に関する事項を記載することとされている。また、その立案に当たっては、学校医等が参与することとされている[7]。

第１次計画及び第２次計画において、学校安全計画を実施するに当たって、内容や手段、学校内の取組が適切であったか等定期的に取組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが重要であり、計画、実行、評価、改善（ＰＤＣＡ)サイクルを確立していく中で、より効果的な学校安全活動を充実させる必要性が指摘されてきた。

第３次計画期間においては、セーフティプロモーションスクール[8]の考え方を取り入れ、学校医等の積極的な参画を得ながら、学校種や児童生徒等の発達段階に応じた学校安全計画自体の見直しを含むＰＤＣＡサイクルの確立を目指す。国は、全国的な学校安全の取組の質の向上を図るため、各学校の学校安全計画の内容に関して学校設置者が定期的に点検・指導し、改善を加えるＰＤＣＡサイクルを確立することができるよう、好事例[9]等を収集・発信する。

＜主要指標＞
・学校安全計画の策定状況
・各学校の学校安全計画の見直しに対する学校設置者による定期的な点検・指導の状況

[6] 学校保健安全法第 27 条
[7] 学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 22 条～第 24 条
[8] 学校安全に関する指標（組織、方略、計画、実践、評価、改善、共有）に基づいて、学校安全の推進を目的とした中期目標・中期計画（３年間程度）を明確に設定し、その目標と計画を達成するための組織の整備と S-PDCAS サイクルに基づく実践と協働、さらに分析による客観的な根拠に基づいた評価の共有が継続されていると認定された学校を認証する取組。
[9] 例えば、学校内でのケガの発生状況のデータから、発生場所や発生時間帯、受傷部位や受傷程度などを分析し、予防のための目標や計画を立て、保護者等も参加する安全点検や児童生徒等の主体的な安全教育等を実践し、明確な根拠に基づいた評価を行い、取組体制や学校安全計画の見直しを図る事例などが考えられる。

・学校安全計画について定期的に評価・点検し、次の対策につなげている学校数

（３）危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実

全ての学校において、児童生徒等の安全の確保を図るため、危険等発生時において学校の職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルを作成することとされている。危機管理マニュアルは、学校を取り巻く地域の自然的・社会的環境によって、児童生徒等や教職員の生命・心身に重大な影響を及ぼす事象をはじめとして様々な危機事象が起こり得ることを想定して作成される必要がある。また、危機管理マニュアルの作成後は、学校を取り巻く状況の変化を踏まえ、関係府省庁や自治体の担当部局や研究者等の専門家の協力を得ながら、学校で実施した訓練等の検証結果、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進的な取組事例などを基に、常に実践的なものとなるよう改善を行う必要がある。

国は、学校が作成した危機管理マニュアルについて、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」等を活用した見直しを学校及び学校設置者に対して求めるとともに、外部の有識者等の知見を加えて見直しを行う学校及び学校設置者の取組を支援する。その際、国は、最新の情勢の変化を踏まえ、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を適時更新する。

＜主要指標＞

・危機管理マニュアルの策定状況
・各学校の危機管理マニュアルの見直しに対する学校設置者による定期的な点検・指導の状況
・災害の種類（地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山災害等）及び学校の立地（浸水想定区域[10]・土砂災害警戒区域[11]・津波災害警戒区域[12]等）に応じた危機管理マニュアルの策定・見直し状況
・地域の事故等のリスクに応じた危機管理マニュアルの策定・見直し状況
・危機管理マニュアルの策定・見直しの際の外部有識者の関与の状況
・事故・災害発生後の教育活動の継続に関する内容の記載状況

（４）学校における人的体制の整備

学校において、学校安全計画を適切に立案し、実行していくためには、校務分掌において学校安全に係る業務が位置付けられるとともに、当該校務分掌を担当する

[10] 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川等について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される洪水浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第１項及び第２項関係）、都道府県知事又は市町村長が指定した排水施設等について、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される雨水出水浸水想定区域（水防法第 14 条の２第１項及び第２項関係）、都道府県知事が指定した海岸等について、想定最大規模の高潮により当該海岸が氾濫した場合に、浸水が想定される高潮浸水想定区域（水防法第 14 条の３第１項関係）

[11] 土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第７条第１項関係）

[12] 津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条第１項関係）

管理職以外の教職員が明確にされていることが不可欠である。他方、学校現場の実情として、学校安全担当となった教職員が学校安全に関する知識や経験に乏しく、学校安全に関わる活動の総括や教科等横断的な安全教育の実施をけん引することが困難な場合も想定される。

地域によっては、学校安全担当の教職員に対する講習会の開催等により、学校安全に関わる意識・能力の向上や各学校等の実践活動に活かす取組、自治体の方針として安全主任等を置くことで校内組織を整備する取組が行われている。こうした取組も参考として、学校安全の中核を担う教職員の位置付けを明確化するとともに、各学校における学校安全計画の内容やそれに基づく取組の実効性を全国的に高める必要がある。

国は、学校設置者等と連携を図り、各学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けに関する実態を把握し、その結果を踏まえ、学校安全の中核を担う教職員が配置されるよう、制度上の位置付けを含め具体的に検討する。また、学校安全の中核を担う教職員を対象とした研修について、オンラインを取り入れた効果的な研修の充実を図る。

なお、こうした人的体制の整備に当たっては、学校における働き方改革の観点も踏まえ、一部の教職員に業務が偏ることのないように十分配慮する必要がある。

＜主要指標＞

・校務分掌に学校安全の中核を担う管理職以外の教職員（学校安全主任（主事）など）が位置付けられている学校の割合
・学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制

（５）学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実

学校保健安全法において、学校環境の安全の確保は、校長が必要な措置を講じるものとされている。児童生徒等の安全の確保のため、校長の役割は大きく、全国的な学校安全の質の向上に向けては、前述の学校安全の中核を担う教職員に対する研修のみならず、校長を対象とする学校安全に関する研修を必修とするなど、一層の充実を図らなければならない。

国は、教職員支援機構や各都道府県等と連携しながら、校長及び学校安全の中核を担う教職員に対する学校安全に関する研修の充実を図る。その際、国は、学校において学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しが実効的に行われるよう、最新の情勢の変化を踏まえて、学校安全の指導資料の充実を図るとともに「教職員のための学校安全 e-ラーニング」を適時更新する。

学校においては、教職員支援機構の校内研修向け動画教材、「教職員のための学校安全 e-ラーニング」、「学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集」等を活用し、校内研修を行うことを学校安全計画に位置付け、実施する。

＜主要指標＞

・校長、学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制
・危機管理マニュアルに基づく教職員の実践的な訓練の実施状況

（６）教員養成における学校安全の学修の充実

教員養成においては、リスク・マネジメントを含む学校安全について、児童生徒等や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えた人材育成が求められる。現行の教職課程においても、こうした教職に必要な素養を身に付けさせるため、教職課程コアカリキュラムのうち、教育の基礎的理解に関する科目の中で学校安全への対応について扱うこととされている。しかしながら、大学等の教員養成機関では、学校安全の３領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点が懸念されている。

また、教員養成段階においては、学校安全の３領域を全て取り扱う中で、例えば、過去に発生した重大な事件・事故・災害の事例を用いて正常性バイアスなどの認知バイアス[13]や権威勾配[14]などの心理的な側面についても学修し、学校管理下において類似の事故を発生させないため、学校教育活動を進める上でどのような危険があるのかをイメージできる知識や視点を学べるようにする必要がある。さらに、防災教育を通して児童生徒等のどのような資質・能力を育むのかという視点を学生が持つことができるよう大学等は指導することが望ましい。

国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。上述の心理的な側面等の学修のほか、例えば、カリキュラム・マネジメントに関して学修する中で学校安全を題材として取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるためAEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）[15]を教育の基礎的理解に関する科目以外の科目において外部講師を招いて実施することなどを含めた授業科目のプログラム等を作成し、大学等へ具体的に情報提供し、教育課程の内外を通じた学校安全の学修の充実を推進する。

＜主要指標＞
・教員養成機関における、学校安全の取扱状況（学校安全の３領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等）
・教員養成機関における、ＡＥＤを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）の実施状況

[13] 自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう「正常性バイアス」のほか、周囲にいる他者に同調して避難などの対応が遅れてしまう「集団同調性バイアス」、これまでの経験が合理的な判断を妨げる「経験バイアス」などが考えられる。

[14] 権威勾配とは、職位や経験における上位者と下位者の間の権威の差である。例えば、ベテランと新人の組み合わせで、ベテランの判断に新人が疑問を感じてもそれを指摘できない雰囲気がある場合、「権威勾配が強すぎる（又は、急すぎる）」という。逆に、上長と部下の関係が対等で、緊急事態でも上長が果敢な決断をできない状態は、「権威勾配が弱すぎる（又は、緩すぎる）」と言う。安全確保・事故防止には適切な権威勾配が必要である。（「大川小学校事故検証報告書（平成26年2月）」より）

[15] 一次救命処置（Basic Life Support）は、心臓や呼吸が止まってしまった人を助けるために心肺蘇生を行ったり、AED（自動体外式除細動器）を使ったりする緊急の処置のこと。食べ物など喉に詰まった物を取り除くための方法（気道異物除去法）も一次救命処置に含まれる。

２．家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

（１）家庭、地域との連携・協働の推進

登下校の見守りをはじめとする児童生徒等を取り巻く学校安全上の課題に対して、学校や教職員がその全てを担うことは困難である。特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることからも、家庭や地域との連携・協働の推進が不可欠である。

また、「子供の安全」について、学校と児童生徒等・家庭・地域の関係者それぞれの役割を確認する場を設けることで、例えば、地域ごとに実施される防災訓練において児童生徒等の役割が設定され、児童生徒等が主体的に安全の確保に向けて取り組むことにつながるなど、学校と地域の連携・協働と学校安全の双方が推進されることも期待できるものである。

このため、学校は、例えば、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用や、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動[16]などの学校と地域の連携・協働の仕組みを活用することにより、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことや、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみでの防犯・交通安全・防災等の取組を行うことが必要である。

国は、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した学校と地域の連携・協働による安全教育の充実が図られるよう、学校安全に関する知識・経験を有する地域人材の育成を支援する。また、国は、学校における学校安全の取組の質の向上に向けた専門的知見の更なる活用を推進するため、地域の大学等の研究機関や専門機関と連携し、各地域における外部専門家の活用に関するモデル的な取組を支援する。

また、例えば、学校での安全点検や児童生徒等の見守り活動、学校の所在する自治体における通学路の交通安全の確保に関する推進体制等においてＰＴＡ等の参画を推進するなど、子供や保護者の視点からの取組を推進する。国は、子供の見守り活動等に参画する地域の人材確保が課題となっている実情も踏まえ、地域と連携した学校安全の取組について情報収集や調査研究等を行うことなどを通じて、効率的で継続が可能な取組について検討し、その普及を図る。

＜主要指標＞
・地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、地域と協働して学校安全に取り組んだ学校数
・学校安全に関するPTAの参画状況（安全点検、登下校時の見守り活動等）

（２）関係機関との連携による安全対策の推進

①通学時の安全対策の推進

通学時（通園時を含む）の安全は、交通安全の観点、犯罪被害防止という生活安

[16] 地域学校協働活動とは、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

全の観点、災害発生時の災害安全のそれぞれの観点からの対策が必要である。

通学路の交通安全の確保に向けた取組として、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携し、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等における、地域ごとの通学路の交通安全の確保に関する基本的方針（通学路交通安全プログラム）の策定や、それに基づく取組を継続して行うための関係者による体制の構築等を推進している。

通学中の児童生徒等が重篤な被害に遭う交通事故の発生が続いていることから、令和３年に実施した通学路における合同点検の結果等を踏まえ、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め、通学路の変更、スクールガード等による登下校時の見守り活動の実施等によるソフト面での対策に加え、歩道やガードレール、信号機、横断歩道等の交通安全施設等の整備等によるハード面での対策を適切に組み合わせるなど、地域の実情に応じた効果的な対策を関係機関が連携して実施し、児童生徒等の安全な通行を確保するための道路交通環境を整備する。国は、これらの対策状況のフォローアップを関係府省庁が連携して実施する。

また、通学路に隣接する家屋等の倒壊の危険性への対処など、道路管理者や管轄警察署と連携した対策では解決することが困難な通学路の危険箇所が存在していること等から、国は、各地域の通学路の安全に係る取組、交通安全の確保に関する推進体制や通学路交通安全プログラムの状況等について実態を把握し、効果的な事例等について収集・周知すること等により、各自治体における関係機関が連携した取組の強化・活性化を推進する。

これらの取組とともに、発達段階に応じて、児童生徒等が通学中の様々な状況に対応する力を身に付けることも重要である。特に、自転車利用時において児童生徒等が事故の被害者にも加害者にもなることのないよう、自転車の安全利用の推進に取り組むことが必要である。国は、児童生徒等が通学時においても自転車を安全に利用することや、自ら危険を予測し、回避できる力を身に付けることができるよう、関係機関等の協力を得つつ、効果的な安全教育の手法の普及を図る。

防犯の観点からの通学時の子供の安全確保については、国は、登下校防犯プラン[17]に掲げる各施策を引き続き実施する[18]。

＜主要指標＞

・市町村通学路交通安全プログラムの策定状況

・各市町村の通学路交通安全の確保に関する推進体制における取組状況

②防犯対策における取組

近年増加傾向にあるＳＮＳに起因する児童生徒等への被害への対策として、国は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法

[17] 「登下校防犯プラン」（平成 30 年 6 月 22 日　登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）

[18] 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」（令和３年 12 月 21 日閣議決定）においては、令和５年度のできる限り早い時期に「こども家庭庁」を創設し、同庁において内閣官房からの移管を受け、登下校の安全や犯罪からこどもを守る取組を進めることとされている。

律[19]」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第５次）」に基づき、関係府省庁が協力しながら、平成 29 年法改正を踏まえたフィルタリングの利用率向上のための取組の更なる推進、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進等、青少年のインターネット利用環境の整備に関する施策を総合的に推進する[20]。また、痴漢等の性被害対策については、国は、令和２年６月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、学校における被害防止教育や関係機関と連携した広報啓発活動等を実施することにより、性暴力の予防啓発や周りからの声掛けの必要性等の啓発を促進するとともに、被害に関する相談先の周知を図るなど、被害の根絶に向けた取組を促進する。

③災害発生時の避難所運営に係る取組

災害時において避難所の円滑な開設・運営[21]を図るためには、避難所の運営主体となる市町村の防災担当部局等と避難所としての活用が予定される学校、地域の防災組織（自主防災組織等）などと平時から連携を深めておくことが不可欠である。

特に、避難所の円滑な開設・運営に当たっては、予め学校施設の避難所としての利用方法を決めておくことが重要であることから、地域の状況に応じ、学校の教育活動の再開・継続に支障のない範囲で、要配慮者スペースの確保、熱中症対策等を図るための体育館・特別教室・普通教室の利用、避難者及び避難所の運営に資する活動を行う者の校内通信環境の利用等について協議し、共通認識を構築することが望ましい。

市町村の防災担当部局は、市町村立学校とは運営主体の異なる国立・私立学校や都道府県立学校との連携が図られるよう留意する。

また、特別支援学校は、障害のある児童生徒等とその家族の指定福祉避難所となり、直接の避難先となり得ることに留意が必要である。

国は、学校における取組状況を把握した上で、関係府省庁が連携し、災害発生時の避難所の円滑な開設・運営が行われるよう必要な対策を行う。

＜主要指標＞

・地域住民の避難受入れ時の対応について地域の関係機関と協議している学校の割合

３．学校における安全に関する教育の充実

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事

[19] 平成 20 年法律第 79 条

[20] 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」（令和３年 12 月 21 日閣議決定）においては、こども家庭庁が内閣府からの移管を受け、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備を担うこととされている。

[21] 大規模災害の発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全確保とともに、児童生徒等の安否確認と学校教育活動の早期正常化に取り組むことであり、避難所の運営については、一義的には、市町村の防災担当部局等が責任を負うものである。（平成 29 年 1 月 20 日文部科学省初等中等教育局長通知）

項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力[22]を育成することを目指すものである。

各学校では、新学習指導要領において重視しているカリキュラム・マネジメントの考え方を生かしながら、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした安全教育の目標や指導の重点を設定し、教育課程を編成・実施していくことが重要であり、各学校において管理職や教職員の共通理解を図りながら、安全教育を積極的に推進するべきである。

（１）安全教育に係る時間の確保

我が国は、地震、津波、豪雨などによる自然災害の発生が国土の面積に比して非常に多く、いつどこで暮らしていても自然災害に遭う可能性がある。一度発生すれば甚大な被害を被る自然災害から命を守るための安全教育の重要性について学校関係者は改めて認識を強く持つべきである。

安全教育においては、児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することや、東日本大震災の教訓も踏まえ、児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成することが重要である。学校における安全教育のための時間の確保については、その必要性が第１次計画の策定時から指摘されているところであり、地域によっては、安全教育に取り組む時間数を設定することを推進する取組も見られている。

国は、学習指導要領の下、各学校における安全教育が保健体育をはじめ関連する教科等で体系的に実施され、その指導の充実が図られるよう、好事例を周知することや「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において実施状況等を定期的に把握し、公表していくことにより、各学校が学校安全計画に安全教育を取り扱う時間を適切に位置付け、年間の指導時間の確保に取り組むことを推進する。

＜主要指標＞

・学校安全計画に位置付けて計画的に行われる、安全教育の指導時間の状況

（２）地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実

（防災教育の重要性・必要性）

甚大な被害をもたらした東日本大震災から10年余りが経過し、震災の記憶が風化し取組の優先順位が低下することが危惧されている。日本国内は、いかなる場所においても大きな地震が起こり得るものであり、予期せぬ地震の発生に対する備えは、学校の所在地に関わらず取組を進める必要がある。

また、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害の発生が懸念されているだけでなく、近年は気候変動等の影響も受けた、豪雨、台風による河川の氾濫、土砂崩れなどの気象災害の激甚化・頻発化、さらには火山災害などが懸念されている。各自治体においては、地域の災害リスクを踏まえ、ハザードマップを適時適切に見直すことが重要である。学校においては、これらの最新のハザードマップなども活用した事前防災の体制強化及び実践的な防災教育の推進が喫緊の課題として求められている。

防災教育は、単に生命を守る技術の教育として狭く捉えるのではなく、どのような児童生徒等の資質・能力を育みたいのかという視点から「防災を通した教育」と広く捉えることも必要である。防災教育には、災害時に自分と周囲の人の命を守ることができるようになるという効果とともに、児童生徒等の主体性や社会性、郷土愛や地域を担う意識を育む効果や、地域と学校が連携して防災教育に取り組むことを通じて大人が心を動かされ、地域の防災力を高める効果も期待される。自然災害に関する教育を行う際には、自然がもたらす恩恵などについて触れることにより、児童生徒等が自身の暮らす地域に対する理解を深めることができるようにすることへの配慮も必要である。

新学習指導要領において「社会に開かれた教育課程」の実現を図る[23]こととされる中、防災教育についても、地域の防災リーダーなどの資格者やボランティアなどの人材、公民館における防災講座なども教育資源として活用することが重要である。消防署と学校の連携のみならず、地域に密着して「共助」の役割を担っている消防団、自主防災組織、自治会やまちづくり組織等の地域コミュニティの活動と、学校における防災教育を関連付けることや、防災・減災に専門性を持つ大学・NPO 等が学校における避難訓練をはじめとする防災教育に参画するなど、地域の実情に応じた防災教育を進めることも重要である。

また、避難訓練については、例えば、大地震の発生を想定した訓練では、余震等を伴うことを訓練で再現しているか、高確率で停電が発生することを想定して校内放送を使用しない訓練を行っているか、悪天候時や揺れの渦中など校庭に集合することが合理的ではない場合を想定して訓練を行っているかなど、学校現場における訓練が現実的なものとなっていないことが指摘されている。災害の発生が学校の教育活動中ではない場合も想定し、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できる力を身に付けられるようにするため、児童生徒等が安全教育で身に付けた力を発揮し行動する場として避難訓練を位置付け、訓練を通して児童生徒等が自らの行動を振り返り課題を見付け改善を図る課題解決の学習の流れとなるよう意図的計画的に実施し、より実効性のある訓練になるよう見直しを図る必要がある。

[22]「学校安全資料　「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」27 頁参照。具体的には、①様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること（知識・技能）、②自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること（思考力・判断力・表現力等）、③安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること（学びに向かう力・人間性等）。

[23] よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携及び協働によりその実現を図ること。

さらに、防災分野におけるデジタルを活用した取組が進められており、これまで以上に専門機関や関係機関の知見を活かした防災教育を進められる可能性がある。

（防災教育に係る取組）

国は、全国全ての学校で地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や実践的な避難訓練を実施できるよう、発達段階を考慮した防災教育の手引きを新たに作成し周知する。

また、国は、防災科学技術研究所をはじめとする専門機関や関係機関の保有する知見や研究成果を活用し、学校現場で活用しやすい教材やデータ等を作成し、その普及を図るとともに、特に幼児期からの防災教育については、家庭に向けた情報伝達・啓発を行うためのひな形も含めて幼児向けの教材を作成し、保護者及び幼児に対する防災教育の充実を図る。

さらに、学校設置者や専門機関と協力して、避難訓練の実施に当たっての注意点や想定すべき事項を整理し、震災等の想定時刻や想定場所を限らない訓練や余震・停電を想定した訓練など、学校における実践的な避難訓練の実施を推進するとともに、緊急地震速報受信システムや遠距離でも使用できるトランシーバーなど災害発生時を想定した環境整備に努める。

国は、実践的な避難訓練の実施状況や見直しの状況をはじめとする全国の学校の防災教育に関する実施内容を定期的かつ具体的に調査し、主要な指標を設定し、その状況を公表する。

地方公共団体は、地域の災害リスクを踏まえ、教育委員会や学校と連携しながら、児童生徒等が将来の地域防災力の担い手となるよう、消防団員、自主防災組織員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を推進する。

＜主要指標＞

・実践的な避難訓練の実施（余震の想定、停電時や悪天候の想定など）
・地域の災害リスクや災害の種類（地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山災害等）に応じた安全教育の実施
・地域住民との協働による防災教育・避難訓練の実施（消防団との連携、避難所設営訓練など）

（３）学校における教育手法の改善

各学校においては、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教科等横断的な視点で関連性を持たせながら教育課程を編成・実施することが重要である。

新学習指導要領において「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることとされる中、安全教育を進めるに当たっては、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動などの学校と地域の連携・協働の仕組みの活用、民間企業・団体等が提供する教育プログラムの活用など、様々な教育資源を活用することが重要である。

国は、モデル事業等を通じ、主体的に行動する態度や危険を予測し回避する能力を育成することや、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることを目指した教育手法（例えば、ロールプレイングの導入、安全マップの作成、児童生徒等が参加する安全点検など）の開発・普及を行うことにより、各学校や地方公共団体における取組を促す。また、主体的に行動する態度や共助・公助の視点を踏まえた安全教育が学校現場で円滑に導入されるよう、安全教育に関する効果的なカリキュラムや評価手法の開発を行い、指導についての教師用参考資料を作成する。その際、モデル事業を含む最新の研究成果を活かすとともに、十分な利用が図られるよう積極的な情報提供に努める。

安全教育を効果的に実施するためには、体験活動を通じた学びやデジタル技術を活用した学びが有効であると考えられる。このため、国は、発達の段階に応じて、被災地を含めた様々なボランティア活動などの体験活動やデジタル技術を活用した学びによる安全教育の推進を図る。また、児童生徒等が楽しく前向きに取り組めるような魅力的な授業事例、教職員が活用しやすいコンパクトな授業事例の共有やその推進を図る。

先進的な取組の支援を行う際には、成果が特定の学校や地域にとどまることのないよう、得られた知見を広く共有・普及し、全国における安全教育の質的向上につなげる仕組みを構築することに留意する。

各学校は、国や自治体等が提供する教材や授業展開例を参考に、効果的な安全教育に取り組む。

また、安全教育についてはその効果の検証も重要であり、国は、安全教育の評価の在り方について検討を進める。

＜主要指標＞

・デジタル技術を活用した安全教育の実施状況

（４）幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集・発信

遊びや生活を通した総合的な指導を行う幼稚園等において安全教育を推進することは、幼児自らが命を守る行動を取れるようになる点や、保護者の理解や協力が得られやすい点、小学校以降の安全教育の取組に関する質の向上につなげられる点からも重要であることから、幼児期から発達段階に応じた安全教育の取組の充実を図る。国は、関係府省庁が連携し、幼児期における安全教育の取組の好事例等の収集と情報発信を実施する。

また、特別支援学校における障害がある児童生徒等への安全教育を推進・発信することは、特別支援学級等での安全教育の推進にもつながると考えられることから、国は、特別支援学校における安全教育の取組の好事例等の収集と情報発信を実施する。

（５）現代的課題への対応

中央教育審議会答申[24]においては、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして安全に関する力を掲げており、学校安全の３領域に関する教育については教科等横断的に実施されることが必要とされている。

学校安全の３領域に関する従来の学習内容に加えて、児童生徒等が被害に遭うSNS に起因する犯罪や、性犯罪・性暴力への対策については、現代的な課題として、安全教育の中で柔軟に扱うことも重要である。

特に、性犯罪・性暴力対策については、令和２年６月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、児童生徒等が巻き込まれる性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組等を推進しているところであるが、さらに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律[25]の成立により、国、地方公共団体、学校の設置者、学校、教育職員等その他の関係者において、児童生徒等に対する啓発を含め、児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施することが定められた。これらの趣旨も踏まえ、国は、児童生徒等が生命を大切にするとともに性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の一層の推進を図ることとする。その際、特別支援学校等については、児童生徒等の個々の障害の特性や程度等に応じ、適切な対応を図る。

こうした現代的課題への対応に関する指導内容や指導計画については、各学校において、関連する教科等における指導内容との関連を意識しながら学校安全計画に位置付けることを推奨し、児童生徒等に必要な知識等を身に付けさせる。

また、新型コロナウイルス感染症対策とマスクの着用による熱中症リスクに関する安全対策との両立という課題も生じたところである。各学校において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」等を踏まえ、熱中症予防の観点からのマスク着用に関する考え方について、一層の周知を図る。

さらに、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案に対し、適切な情報伝達の仕組みなどの体制整備や、安全確保のための適切な避難行動が図られるよう、学校の危機管理マニュアルの見直しや状況に合わせた避難訓練の重要性について、一層の周知を図る。

なお、GIGA スクール構想の実現に当たっては、児童生徒等に ID・パスワードの適切な管理について指導するなど、これまで以上に情報モラルやサイバーセキュリティに関する教育を充実させることが重要であることから、国は、学校とサイバー防犯に係るボランティア等との連携も図れるよう、サイバーセキュリティに関する注意事項の啓発等に取り組む。

＜主要指標＞

[24] 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（平成 28 年 12 月 21 日）
[25] 令和３年法律第 57 号

・ＳＮＳに関する安全教育の実施状況
・性犯罪・性暴力の防止のための「生命（いのち）の安全教育」の実施状況
・ＳＮＳに関する安全教育や「生命（いのち）の安全教育」の学校安全計画への位置付け

４．学校における安全管理の取組の充実

（１）学校における安全点検

①学校における安全点検に関する手法の改善

学校の施設･設備などの安全点検については、学校保健安全法施行規則において、毎学期１回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならないとされている[26]。各学校においては、この定期点検に加え、児童生徒等が過ごす安全な環境の確保を図るため、教職員の目視等による日常的な点検が行われている[27]。

一方、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる不具合を判断する具体的な基準など、安全点検に関する標準が明確ではない点も指摘されているところであり、今後、学校における施設・設備の定期点検に関する標準的な手法について検討が行われることが必要である。また、国立教育政策研究所による調査からは、教職員と比較して児童生徒の方が日常的な事故等に対し危険を感じる度合いが高いことが示されており、安全点検に子供の視点を加えることで、事故の要因に対する気付きや学校内での問題意識の共有を推進することができる。

国は、子供の視点を加えた安全点検を推進するとともに、学校管理下で発生した死亡事故や重大事故から得られた情報を基に、類似の事故の発生を防ぐため、学校向けの定期点検要領の作成について、第３次計画期間中の可能な限り早期に検討し、その普及を図る。

＜主要指標＞

・児童生徒が安全点検に参加する活動を行っている学校数

②学校設置者による点検・対策の実施

学校保健安全法においては、学校環境の安全の確保について、校長による改善措置や、学校設置者に対する申し出を行うことが定められている[28]。近年、学校施設の老朽化が進む中、老朽化に起因する安全面の不具合が増加し、重大な事故が断続的に発生しているが、施設・設備の点検については、校長・教職員による日常的な点検では専門的な視点からの判断は困難である。また、災害時においても、発災直後の施設の安全点検等が迅速かつ適切に行われることが必要である。

このため、学校設置者は、専門家との連携など施設・設備の点検に関する実施体

[26] 学校保健安全法施行規則第 28 条第１項
[27] 学校保健安全法施行規則第 29 条
[28] 学校保健安全法第 28 条

制の構築を検討することが重要である。具体的には、学校の施設・設備の設置状況や児童生徒等の多様な行動を考慮の上、専門的な点検を実施して不具合を早期に発見し、適切な維持管理を実施することにより、事故を未然に防いでいくため、技術職員が在籍する首長部局との連携や民間委託等により安全点検の実施体制の強化に努めるとともに、校長からの申し出や専門的な点検により把握した不具合をできる限り早期に解決するよう努める。

さらに、国は、学校施設・設備に関する専門的な視点からの安全点検の実施体制について、実態を把握し、必要な取組を強化する。

＜主要指標＞

・専門的な視点から、学校における具体的な安全点検の方法、体制を構築している学校設置者数

（２）施設・設備の安全性の確保のための整備

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域のコミュニティの拠点であり、非常災害時には地域住民の避難所等ともなることから、その安全性の確保は極めて重要である。

公立小中学校施設の約８割が築 25 年以上であり、安全面・機能面の不具合が発生するなど、老朽化対策は喫緊の課題である。このため、学校設置者は、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を踏まえ、長寿命化改修を中心とした計画的な整備を図る。その際、学校と地域が連携した地域ぐるみの学校安全・防災等の観点から、学校施設と他の公共施設との複合化・集約化を併せて検討することが求められる。また、国立学校等施設についても、約６割が築 25 年以上と老朽化が進行しているため、公立学校と同様に老朽化対策を推進する。

国は、学校設置者による学校施設の老朽化対策が計画的に実施されるよう、長寿命改修や複合化・集約化に係る事例集や手引書等の作成・普及に努めるとともに、国庫補助を行うために必要な予算額を確保し、学校設置者を支援する。

国立及び公立学校施設における構造体の耐震化や体育館等の吊り天井の落下防止対策はおおむね完了しているが、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策は未だ十分に進んでいない。国及び学校設置者は、児童生徒等の生命を守り、安全・安心な教育環境を実現するため、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策を引き続き推進する。

私立学校についても、引き続き、構造体の耐震化、吊り天井の落下防止対策等を推進する。

将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に備えた津波対策や、地域の流域治水の取組も踏まえつつ、近年、激甚化・頻発化する台風や豪雨等に対応した水害対策が必要である。学校施設は、災害時において、児童生徒等の安全確保とともに、地域住民の避難所としての役割も担うことから、障害の有無等にかかわらず誰もが安全かつ快適に過ごせるよう、国及び学校設置者は、職員室、特別教室や体育館の

空調、洋式トイレ、バリアフリー化[29]、自家発電設備等の防災機能の整備を推進する。また、これらを学校における避難訓練など実践的な防災教育に活かしていくことも重要である。

学校設置者においては、学校施設の安全確保に取り組むに当たり、技術的ノウハウの不足等の課題も抱えている。このため、国は、首長部局との連携による体制強化や民間委託等による整備の事例・手法等を蓄積し発信するとともに、専門家による専門的・技術的な相談体制を構築することが必要である。

＜主要指標＞

・学校施設における老朽化対策実施率（公立・国立）
・学校施設における非構造部材の耐震対策実施率（公立・国立）
・学校施設における構造体の耐震化率（私立）

（３）重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用

過去に発生した事件・事故や災害はもとより、重大な事故等に至らなかったもののその可能性があったと考えられる事例も教訓として、類似の事故等の再発を防ぐことは重要である。事故等の再発防止には、他の事例から学び、それを未然に防ごうとする関係者の意識や具体的な行動が伴わなければならない。

学校設置者及び学校管理職は、子供の視点や意見も踏まえつつ、学校管理下における重大事故につながり得るヒヤリハット事例を次の活動に活かすために情報共有することや、他校で起きた事例は自校でも起き得ることを想定し校内研修を進める機会を作り、事故の発生を未然に防ぐよう努める。また、各学校において、こうした事故等の防止に必要な活動が、学校安全計画や危機管理マニュアルに記載され、計画的に研修・訓練が実施されているか、各学校設置者が定期的に確認する。国は、これらの取組を推進するため、学校設置者や学校が学校安全計画や危機管理マニュアルを適切に見直すために必要な指導資料の作成・普及を行う。

＜主要指標＞

・重大事故の予防のためのヒヤリハット事例に関する校内での定期共有の状況

（４）学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

学校の管理下において事件・事故が発生した際、学校及び学校設置者には児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止の取組など様々な取組が求められる。このため、国は平成 28 年３月に「学校事故対応に関する指針」（以下、「事故対応指針」という。）を作成し、事

[29] 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）」（バリアフリー法）の改正（令和３年４月施行）により、建築物移動等円滑化基準の適合義務の対象となる特別特定建築物に公立の小中学校等が新たに位置づけられるとともに、既存の当該建築物についても同基準への適合の努力義務が課せられた。

案発生後に学校が主体となって行う調査や必要な場合に学校設置者が外部専門家の参画を得て行う詳細な調査に関することを含め、再発防止や発生後の対応の指針を示している。国においては、事故対応指針に沿った対応として、詳細な調査が行われた場合の報告書の提出を求め、事故情報の蓄積や学校・学校設置者・都道府県等の担当部署への周知を行っている。

しかしながら、事故等の発生後の被害者及びその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案や、児童生徒の死亡事故に関する国への報告がなされていない事案も見られることなど、事故対応指針の作成当初に想定していた取組が進んでいない状況にある。

このため、事故対応指針に沿った児童生徒の死亡事故等の発生に関する国への報告について、引き続き徹底を求めるとともに、学校管理下において発生した事故等の検証や再発防止に関する実効性を高めるため、事故対応指針の内容の改訂その他の必要な措置について、早期に検討を開始する。

５．学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

（１）学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進

①学校安全に係る調査の実施及びモデル事業等の成果の周知

国は、第３次計画において学校・学校設置者が推進するとされた事項については、定期的に実施する「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において実施状況等を把握し、分かりやすい形でその結果を公表する。

また、国は、第３次計画において推進すべきとされた事項について、モデル事業や調査研究事業等として重点的に取り組み、その成果や事例を分かりやすい形で周知する。

②学校現場における事故情報等の効果的な活用の推進

国は、学校管理下の事故等に関する情報発信を強化するとともに、的確なタイミングで事故情報等を学校設置者及び学校と共有し、実際の学校現場における効果的な活用を推進する。

具体的には、日本スポーツ振興センターに蓄積されている災害共済給付[30]に関するデータ等について、関係府省庁間での共有を図るとともに、教科や場面に応じた分かりやすい啓発資料の周知、情報共有、効果的な活用を図る。

③設置主体に関わらない取組の推進

児童生徒等の安全を守ることは学校教育の大前提であり、設置主体の違いにより必要な情報や取組に差があってはならないが、教育委員会が主催する教職員向けの研修等の多くは公立学校の教職員を対象としていることから、国立・私立学校の場合、公立学校と比べ、学校安全に関する研修等に関する情報や機会が少ないことが

[30] 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」（令和３年 12 月 21 日閣議決定）においては、こども家庭庁が文部科学省からの移管を受け、災害共済給付を担うこととされている。

懸念される。

このため、国は、設置主体の別を問わず、全ての学校へ適切な情報や研修の機会が実質的に十分に行きわたるよう、各教育委員会や国立・私立の関係団体の協力を得るなど連携を一層強化する。

（２）科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進

国は、学校事故の減少に向けて、学校現場で得られる情報・データを科学的に分析し、学校現場における対策の試行・効果検証までを一体的に行う調査研究を実施するなど、AI やデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組を推進する。

（３）学校安全を意識化する機会の設定の推進

国は、学校安全の意識を高めるための活動として、例えば、毎月の学校における「学校安全の日」の設定や、国民安全の日（７月１日）[31]、防災の日（９月１日）や防災週間など安全に関連する広報・啓発の機会を捉えて、教職員や地域とともに学校安全の推進を意識化する取組を推進する。各学校の「学校安全の日」の設定においては、それぞれの地域の地理的及び歴史的特性や災害リスクなど地域の実情を踏まえた設定を推進する。また、国、地方教育行政、学校設置者、日本スポーツ振興センターの協働による優れた取組の普及を図るため、学校安全に関する情報発信を毎年、定期的・継続的に行う。

＜主要指標＞

・各学校における、定期的な「安全の日」等の設定状況

（４）学校におけるデジタル化の進展とサイバーセキュリティの確保

学校におけるデジタル化の進展が期待される一方、大きな社会問題となっているランサムウェアによる恐喝被害が学校においても確認されるなど、学校におけるサイバーセキュリティの確保は喫緊の課題となっている。こうした課題に適切に対処するため、国は、警察等の関係機関と連携しながら、教育委員会における教職員に対するサイバーセキュリティに関する研修の充実を促進する。

（５）学校安全に関する施策のフォローアップ

国は、第３次計画に基づく施策の進捗状況について毎年度フォローアップを行い公表するとともに、計画期間中における成果や課題、情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

[31] 昭和 35 年５月、国民各界の一致した要望の下、産業安全、交通安全、火災予防、学校安全、海難防止等を一丸とした安全運動の連携と、これら安全運動の共通の基盤となる安全意識の高揚、安全水準向上のための国民運動展開のため創設。

学校事故対応に関する指針【改訂版】

文　部　科　学　省

学校事故対応に関する指針【改訂版】

はじめに

文部科学省は，平成２６年度に「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議を設置し，学校管理下での事件・事故・災害における学校及び学校の設置者の対応に係る調査，学校の危機管理の在り方や再発防止を含む事故を未然に防ぐ取組，第三者委員会等による調査組織の必要性や在り方等についてヒアリングを行った上で，平成２８年３月に「学校事故対応に関する指針（以下，「指針」という。)」を策定しました。

その後，指針を踏まえた取組が各地で進められる中で，策定から約６年が経過した令和４年３月 25 日に閣議決定された「第３次学校安全の推進に関する計画」においては，被害児童生徒等及びその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案があることや，死亡事故に関する国への報告がなされていない事案も見られることを指摘した上で，指針策定当初に想定していた取組について実効性を高める観点から，指針改訂等の措置について早急に検討を開始する必要性あることが示されました。

こうした状況を踏まえ，令和４年度には文部科学省に「学校安全の推進に関する有識者会議」を設置し，指針の見直しに向けた検討を開始しました。令和５年度には前年度の議論を引継ぎ，指針改訂に向けた専門的な議論を進めるため「学校事故対応に関する指針の見直しワーキンググループ」を同有識者会議の下に設置し，学校の設置者等へ学校事故対応に関する実態調査やヒアリング等を実施しつつ，指針の実効性を高めるための検討を重ね，令和６年３月，指針（改訂版）を取りまとめました。

学校の危機管理の目的は，児童生徒等や教職員の生命や心身等の安全を確保することにあります。学校において，児童生徒等が生き生きと学習や運動等の活動を行うためには，児童生徒等の安全の確保が保障されることが最優先されるべき不可欠の前提です。しかし，学校の管理下における様々な事故や不審者による児童生徒等の切りつけ事件，自然災害に起因する死亡事故など，全国の学校においては，重大事件・事故災害が依然として発生しています。

学校の管理下において事件・事故災害が発生した際，学校及び学校の設置者は，児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに，発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証はもとより，児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明，再発防止などの取組が求められます。

この指針（改訂版）では，これまでの重大事故等を踏まえた未然防止や事故発生に備えた事前の体制整備等の取組，被害児童生徒等及びその家族への配慮した支援，事故等の検証や再発防止，死亡事故等の発生に関する国への報告等の実効性を図るため，記述の充実を図るとともに，学校や学校の設置者，都道府県等担当課において，当該指針を参考に着実な実施を進めていくためのチェックリストを備えています。

学校，学校の設置者，都道府県等担当課においては，それぞれの実情を踏まえつつ，本指針を踏まえ，事前の体制整備，事故発生時の対応，連絡系統の確認など事故対応に関する共通理解を十分に図っていただき，適切な対応をお願いします。

文部科学省においても，各学校や学校の設置者，都道府県等担当課と連携しながら，児童生徒等が安全に安心して学習できる環境の確保に取り組んでまいります。

令和６年３月

目 次

はじめに

1 本指針の目的・対象・構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 事故発生の未然防止
（１）重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5
（２）各種マニュアルの策定・見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（３）教職員の危機管理に関する資質の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（４）安全点検の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（５）安全教育の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

3 事故発生に備えた事前の取組等
（１）緊急時対応に関する事前の体制整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（２）保護者や地域住民，関係機関等との連携・協働体制の整備 ・・・・・・・・ 12
（３）事前の取組等の推進に当たって
（３－１）学校安全計画について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
（３－２）事故発生に備えた取組（詳細調査委員会の設置を含む）について ・ 13

4 事故発生後の対応の流れ
４－１ 事故発生直後の取組
（１）応急手当の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
（２）被害児童生徒等の保護者への連絡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
（３）現場に居合わせた児童生徒等への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

４－２ 初期対応時（事故発生直後～事故後１週間程度）の取組
（１）危機対応の態勢整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（２）被害児童生徒等の保護者への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（３）学校の設置者等への事故報告，支援要請 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（４）国への一報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
報告，支援要請連絡系統図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
（５）基本調査の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
（６）保護者への説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
（７）記者会見を含む情報の公表及び関係機関との調整 ・・・・・・・・・・・・ 21

４－３ 再発防止に向けた中長期的な取組（事故後１週間程度経過以降）：詳細調査の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

5 調査の実施（基本調査・詳細調査）
５－１ 調査の目的・概要及び目標
（１）調査の目的・概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
（２）調査の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

指針の目的・対象・構成
事故発生の未然防止
事故発生に備えた事前の取組等
事故発生後の対応の流れ
調査の実施 基本調査・詳細調査
再発防止策の策定・実施
被害児童生徒等の保護者への支援
参考資料
参考様式

５－２ 基本調査の実施（原則として，学校が実施）
（１）基本調査の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（２）基本調査の実施主体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（３）基本調査の実施に当たっての留意事項・手順 ・・・・・・・・・・・・・・ 25
（３－１）関係する全教職員からの聴き取り ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
（３－２）事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り ・・・・・・・・・・ 26
（３－３）関係機関との協力等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
（４）情報の整理・再発防止策の検討・報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
（５）基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり ・・・・・・・・・ 28

５－３ 詳細調査への移行の判断
（１）詳細調査の概要・移行の判断主体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
（２）詳細調査に移行すべき事案の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

５－４ 詳細調査の実施
（１）詳細調査の実施主体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
（２）詳細調査委員会の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
（２－１）詳細調査委員会の構成等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
（２－２）詳細調査の計画・実施手順 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
（３）被害児童生徒等の保護者からの聴き取りにおける留意事項 ・・・・・・・ 34
（４）事故に至る過程や原因の調査（分析評価）と再発防止・学校事故予防への提言 ・・・・・ 34
（５）報告書の取りまとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

６ 再発防止策の策定・実施
（１）詳細調査委員会の報告書等の活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

７ 被害児童生徒等の保護者への支援
（１）被害児童生徒等の保護者への関わり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
（２）児童生徒等の心のケア ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
（３）災害共済給付の請求 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
（４）中立な立場で事故に係る対応を支援する「支援担当者」の設置 ・・・・・ 42

おわりに

参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
（事故発生後の対応の流れ（概要版），安全点検，緊急時対応，心停止が疑われる場合の応急手当，遺族等への関わり 等）
参考様式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
（学校用・学校の設置者用・都道府県等担当課用チェックリスト，報告様式 等）
参考文献 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
学校安全の推進に関する有識者会議について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

１ 本指針の目的・対象・構成

（目的）

本指針は，学校の管理下における事故の未然防止を図るとともに，事故が発生した際，
・児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うこと
・児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明を行うこと
・これまでの安全対策の検証や発生原因の究明を行うこと
・再発防止などの取組を行うこと
により事故の被害を最小限にとどめ，学校，学校の設置者，都道府県等担当課が組織的に対応していくことを目的に作成している。

（対象）

本指針の対象とする「事故」は，原則として，学校の管理下（本指針においては登下校中に発生した事故もその対象に含むものとする。以下同様。）※) で発生した事故とする。なお，以下に示す事案についてはそれぞれの実情に応じた既存の指針等が整備されていることから，一義的には以下の指針等に基づいた対応を行うこととし，それによらない部分については，本指針を参考とすること。（★）

・幼稚園及び認定こども園における事故
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年３月　内閣府・文部科学省・厚生労働省）
※子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」を受けない幼稚園は本ガイドラインの対象には含まれないが，本ガイドラインを参考にして適切な対応が行われるようにすること
・いじめの重大事態
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年３月　文部科学省）
・児童生徒等の自殺
通知「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について（平成26年７月１日付け26文科初第416号）
子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（平成26年７月　文部科学省）
※いじめが背景に疑われる場合の自殺については，「いじめ防止対策推進法」に規定する「重大事態」として，法律に基づいた対応を行うこと。
・学校給食における食物アレルギー事故
学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年３月　文部科学省）

（構成）

本指針は，上記目的を達成するために，
・事故発生の未然防止策
・事故対応に備えた事前の取組等
・事故発生後の対応の流れ
・調査の実施

指針の目的・対象・構成
事故発生の未然防止
事故発生に備えた事前の取組等
事故発生後の対応の流れ
調査の実施 基本調査・詳細調査
再発防止策の策定・実施
被害児童生徒等の保護者への支援
参考資料
参考様式

・再発防止策の策定と実施
・被害児童生徒等の保護者への支援　等

について，学校，学校の設置者，都道府県等担当課，国において実施すべき内容をまとめたものである。（★）

※）独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第５条第２項に定める，「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」参照

【本指針で使用する用語の解説】

学　校：本指針における「学校」とは，学校教育法第１条に定める学校のうち，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校をいう。

学校の設置者：公立学校の場合は学校を設置・管理する教育委員会，私立学校の場合は学校法人等，国立大学法人が設置する附属学校の場合は国立大学法人をいう。

都道府県等担当課：都道府県教育委員会，都道府県私学担当課及び構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課をいう。

詳細調査委員会：学校の設置者の下に設置する事件の詳細を調査する委員会をいう。外部専門家が参画するなどし，調査の公平性・中立性を確保することが求められる。

★：【別紙】Ｑ＆Ａ（学校事故対応に関する指針の運用に関すること）

チェックリスト：本指針に基づく取組を確認するための学校，学校の設置者，都道府県等担当課別のチェックリスト参考様式１，２，３

２ 事故発生の未然防止

（１）重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用

全国の学校等で発生した重大事故をはじめ，校内等で発生したヒヤリハット事例も教職員間で共有することは，実効性ある学校安全の体制を構築する上で非常に重要である。

学　校

○　国等からの重大事故の情報（詳細調査（「5-4 詳細調査の実施」参照）等の分析を含む）や各種事故情報及び，同様の事故の未然防止のための注意喚起の通知を，教職員間で共有するとともに，校内で発生したけがや，ヒヤリハット事例についても共有し，重大事故が発生する前に対策を講じる必要がある。

※独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）の WEB サイトから閲覧できる「学校等事故事例検索データベース」や「学校等の管理下の災害」からも，事故発生の未然防止を進める上で参考となる全国の学校等で発生した重大事故の情報を入手することが可能である。

とりわけ学校内での死亡事故の死因の多数が突然死であることを周知し，児童生徒が倒れた場面を想定した訓練を計画するなど，実態に即した対応を図ることが重要である。（★）

○　学校は，あらゆる機会を活用して安全に関する教職員間の情報交換・情報の蓄積ができる仕組みを構築し，研修等により教職員の危機管理に関する資質の向上につなげる。

学校の設置者

○　日頃から学校で発生した重大事故又は繰り返し発生している事故の情報収集に努めるとともに，国からの事故情報及び未然防止のための注意喚起の通知や，独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）からの発表される事故情報等を速やかに所管の学校に周知・共有すること等により，事故の未然防止に努める。

都道府県等担当課

○　日頃から学校事故の情報収集に努めるなど，都道府県教育委員会は域内の市区町村教育委員会に対し，都道府県等担当課は所轄の学校に対し，国からの再発防止等に関する情報も含めた学校事故の事例や傾向を提供し，必要な事故防止策等にかかる支援・助言を行うことが求められる。

国

○　本指針等に基づいて実施された詳細調査に係る事故事例の情報や，全国の学校等における事故情報を収集するとともに，収集した事故事例等の分析等を行い，適宜，都道府県等担当課を通じて学校設置者や学校等に対して再発防止等に関する情報を発信する。

◆独立行政法人日本スポーツ振興センター
災害共済給付 Web 学校等事故事例検索データベース URL
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx

◆学校安全ポータルサイト「文部科学省×安全教育」
（「学校事故対応に関する指針・事故事例共有資料」等参照）
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/

指針の目的・対象・構成
事故発生の未然防止
事故発生に備えた事前の取組等
事故発生後の対応の流れ
調査の実施 基本調査・詳細調査
再発防止策の策定・実施
被害児童生徒等の保護者への支援
参考資料
参考様式

（２）各種マニュアルの策定・見直し

学　校

○　事故等の発生の際に，教職員の迅速かつ適切な対応が，組織的に行われるようにするためには，危機管理マニュアルの策定が不可欠であるとともに（学校保健安全法第29条で各学校に策定が義務付けられている。），毎年度，訓練等の結果を踏まえて，絶えず検証・見直しを行い，実効性のある危機管理マニュアルに改訂することが重要である。

○　事故発生の未然防止のために必要な事項は，危機管理マニュアルに定め，そのことを実践することが必要である。

○　危機管理マニュアルの見直しに当たっては，全国の学校等で発生した重大事故や，校内等で発生したヒヤリハット事例も踏まえ，適宜，自校の状況に照らして，検討していく必要がある。

○　危機管理マニュアルの策定・見直しに当たっては，以下の資料等も参照されたい。

◆「学校の危機管理マニュアル作成の手引」

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf

◆「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」

（「解説編」「サンプル編」参照）

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf

◆学校安全ポータルサイト「文部科学省×安全教育」

（「都道府県・指定市教育委員会が作成した資料」等参照）

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/

学校の設置者

○　学校が策定する危機管理マニュアルについて，事故や災害等から児童生徒等の安全を確保できるものになっているかを定期的に点検し，不備があれば，指導・助言により，是正を促す必要がある。

（参考）学校保健安全法

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条　学校の設置者は，児童生徒等の安全の確保を図るため，その設置する学校において，事故，加害行為，災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し，及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう，当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては，児童生徒等の安全の確保を図るため，当該学校の実情に応じて，危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

二 校長は，危険等発生時対処要領の職員に対する周知，訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

（３）教職員の危機管理に関する資質の向上

学　校

○　教職員は，事故の発生を未然に防ぐとともに，万が一事故が発生した場合は，児童生徒等の安全確保を優先し，被害を最小限にとどめ，事故に遭った被害児童生徒等の心のケアやその保護者の支援などについて十分な対応を行うことが大切である。そのためには，心構えも含めて教職員の資質を高めておくことが必要であり，各学校は，教職員の危機管理に関する資質の向上を図る研修等を通じて，教職員個々に，状況に応じた判断力や機敏な行動力等の対応能力を高めることが重要である。

○　研修等の実施に当たっては，あらゆる危機事象について教職員のみで全て対応できるようにするということではなく，危機等発生時に，まずは児童生徒等の安全を確保し，被害を最小限にとどめるための備えをしておくという観点を最も重視すべきである。

○　具体的には，各学校において，以下のような取組が求められる。

・学校における重大事故の実態，ヒヤリハット事例の共有
・各学校の学校安全計画に，危機管理についての研修等を位置付ける
・「事前」，「発生時」，「事後」の三段階の危機管理に対応した校内研修の実施

事故等の発生を未然に防ぐ・発生に対して備える「事前」の危機管理

※主に「２　事故発生の未然防止」に関する内容

・様々なケースに対応した防災避難訓練，防犯避難訓練の実施
・不審者の侵入等，異常事態に気付くことができる体制の整備
・施設設備のリスクの発見・共有
・安全教育の充実に関すること　等

事故等の発生時に適切かつ迅速に対処し，被害を最小限に抑える「発生時」の危機管理

※主に「３　事故発生に備えた事前の取組等」に関する内容

・児童生徒等の安全確保に関する役割分担等の確認
・事件・事故災害発生時の対応訓練の実施　等
　▸児童生徒等が倒れたことを想定した対応訓練の実施
　▸応急手当（心肺蘇生，AEDの使用含む。）等の技法等の習得
　▸エピペン®の使用を含むアナフィラキシーショックへの対応に関すること
　▸被害児童生徒等及びその保護者への対応
　▸緊急時の連絡・通報・情報共有体制の確認

危機が一旦収まった後の対応，再発の防止等を図る「事後」の危機管理

※主に「４　事故発生の流れ，５　調査の実施（基本調査・詳細調査），６　再発防止策の策定・実施，７　被害児童生徒等の保護者への支援」に関する内容

・正しい情報の早期の把握
・基本調査の実施方法に関すること
・保護者等への説明や児童生徒等（教職員を含む）の心のケアを行う体制の確認
・発生した事故等の検証・得られた教訓から再発防止に向けた対策　等

○　その他，校内の事故統計や事故事例，安全点検の結果や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報等を活用した安全な環境の整備に関する研修等が考えられる。

○　研修・訓練の事例や研修資料として，以下も参照されたい。

◆「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」
（学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集　参照）
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf

◆「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/jikoshishinseiri.pdf

○　訓練を実施する場合は，事件・事故災害が発生した初動時に，教職員が慌てず冷静に対処できるよう，以下の点に留意して実施することが必要である。
・危機管理マニュアルを踏まえて実施すること
・事件等発生時に，教職員が迅速に危機管理マニュアルを参照できるよう，危機管理マニュアルの要約版の保管場所や，緊急時に使用する AED 等の救命や避難等に必要な器具等の設置場所についても訓練時に確認すること
・被害児童生徒等の生命に関わる緊急事案については，救命処置が秒を争うことから，管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応することが必要であることも確認すること
・119 番通報の際には傷病者の状況を伝え指令員からの口頭指導を受けながら適切に対応する。そのため事故現場からいち早く通報が行えるよう体制を整えること

○　学校安全に係る教職員の研修・訓練は，できる限り新年度の早期に行うこと。

○　危機対応訓練の一つとして，避難訓練は，児童生徒等が自ら判断し，安全な行動が取れる能力を養うための活動であると同時に，学校の危機管理上必要な業務として行う学校教職員の活動であることを理解する。また，危機対応訓練においては，形式的・表面的な訓練とならないよう，想定場面を絶えず見直すことで，児童生徒等及び教職員が災害に対する危機意識を持てるように実施する。

○　例えば，児童生徒等に対する理解や課題についての教職員間の連携，情報共有の在り方など，日頃の教育実践の見直し，点検を行うことは，危機対応訓練にも資するものである。

○　都道府県教育委員会等が開催する，学校安全教室の講師となる教職員等を対象とした指導法等の講習会には，各学校から積極的に教職員を派遣し，資質の向上に努めることが求められる。

学校の設置者

○　学校における教職員の危機管理に関する研修等が着実に実施され，その充実が図られるよう，研修機会の情報提供や研修・訓練の実施状況の確認等を行っていくことが求められる。

○　過去の事故事例や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報等を参考にするなど，事故対応に当たっての知見を得ておく必要がある。

国

○　教員研修の充実や教職課程における取扱いの充実を促進する。

（４）安全点検の実施

学　校

○　学校の施設及び設備等を安全に保つことは学校安全の基本であり，安全点検は，学校保健安全法第２７条及び学校保健安全法施行規則第２８条に定められているとおり，計画的に実施する必要がある。（【参考資料２】参照）

学　校　学校の設置者

○　校舎等からの転落事故，遊具による事故，固定していない備品による地震の際の被害等，過去の事故が繰り返されることの無いよう，定期・臨時・日常の安全点検の中で，施設設備の不備や危険箇所の点検・確認，改善等を学校と学校の設置者が連携を図りながら実施していくことが求められる。

○　緊急時に使用する AED 等の救命や避難等に必要な器具等は，児童生徒等の命を守る上で重要なものであることから，使用可能な状態にあるかについても適宜点検し，使用できない状況にある場合には，学校の設置者と連携するなど，速やかに改善等を行う必要がある。

○　各学校，学校の設置者においては，国で作成した「学校における安全点検要領」等を参照するなど，安全管理を徹底されたい。

（参考）学校保健安全法
（学校安全計画の策定等）
第二十七条 学校においては，児童生徒等の安全の確保を図るため，当該学校の施設及び設備の安全点検，児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導，職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し，これを実施しなければならない。

（参考）学校保健安全法施行規則
（安全点検）
第二十八条 法第二十七条の安全点検は，他の法令に基づくもののほか，毎学期一回以上，児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。
二 学校においては，必要があるときは，臨時に，安全点検を行うものとする。

（５）安全教育の充実

学　校

○　学校安全を図る上では，教職員の研修だけでなく，児童生徒等自身が安全について学び，自ら危険を回避できる行動がとれるよう，安全教育の充実が重要である。各学校においては，安全教育の意義・目標を確認し，学校安全計画に基づき，教科等における指導のみならず，教育活動全体を通じて，その充実を図ることが期待される。

○　現行の学習指導要領においては，防災を含む安全に関する教育の目標が強化され，また小学校においても救命実習を実施する例が増加し，救急の現場で児童生徒が教職員や大人を手伝って活躍する事例も増えている。この面での指導の充実を図ることによって，重大事故の未然防止につながることも期待できる。

○　安全教育の充実に当たっては，以下の資料等を参照して取り組まれたい。

◆学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

（第２章　学校における安全教育）参照 ）

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu03_h31.pdf

◆「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」

（学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集　参照）

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf

３　事故発生に備えた事前の取組等

（１）緊急時対応に関する事前の体制整備

学　校

○　事故等発生の緊急時に備え，以下のような事前の体制整備を進めておく必要がある。

・校長が責任者となり，危機対応に当たって，安全を担当する教職員が中心となって組織的に活動できる体制を校務分掌等によりあらかじめ示しておく。

・教職員はそれぞれの状況に応じて平常時から役割を分担し，連携を取りながら学校安全に関する活動を進めておく。

・学校安全の中核となる教職員を中心に，日常的，定期的に職員会議，学年会，校内研修等あらゆる機会を活用して，意図的に協議・情報共有等を進めておく。

・管理職や担当教職員が出張等で不在の場合でも組織的な対応が行えるよう，事故発生時の指揮命令者を明確にするとともに，事故発生時の役割と業務内容を全教職員が共通理解しておく。（参考資料３参照）

例）▹役割分担表を職員室等の見やすい場所に掲示

▹学校安全計画に基づく定期的・組織的に事故発生時の対応について訓練の実施又はマニュアルの読み合わせ等による，各自の役割と業務内容の確認　等

・児童生徒が意識を失って倒れるなどの緊急事案では，駆けつけた教職員の中で直ちに指揮命令者を決めて組織的に対応する。そのための想定訓練を実施しておくとともに，誰もが取り組めるよう体制整備を図っておく。

例）▹事故現場からの 119 番通報の仕方や，救急現場での役割分担一覧表を名札などに入れて常時携行する　等

・児童生徒に対しても，人が倒れた時の心肺蘇生の方法や AED 使用の重要性を教えておく。

・学校外での学習時や部活動等における事故の場合についても，現地における安全確認を実施し，各教職員の役割分担や連絡の取り方，事故対応の手順についてもあらかじめ定めておくとともに，連絡先リストを作成しておく。

例）▹あらかじめ，現地における危険箇所の把握等による安全確認とともに，交通事情，連絡の方法，救急病院等の医療機関の有無などを詳しく調査する　等

・休日等の勤務時間外に事故・災害が発生した場合に備え，連絡先リストを作成しておくことを含め管理職等への連絡体制を整備しておく。

・「学校生活管理指導表」等から，児童生徒等の運動制限やアレルギーの有無等を把握するとともに，把握した情報を，個人情報の取扱いに留意した上で，全教職員で共有できる仕組みを構築しておく。

例）▹各教職員が各自の役割において，行動制限やアレルギーにどう対処すべきかをあらかじめ明確にし，事前の訓練やマニュアルの読み合わせ等の場で確認する　等

※関連する教職員研修については，２（３）も参照すること。

（２）保護者や地域住民，関係機関等との連携・協働体制の整備

学　校

○　学校における安全に関する取組や事件・事故等が発生した場合の対応を，事前に保護者と共有しておくことは重要であり，以下のような取組が必要である。

・学校では，日常生活全般における安全確保につながるよう，児童生徒等が発達の段階に応じて危険予測・危険回避できるよう指導していることや，学校，家庭及び地域社会の安全に進んで貢献できるよう指導していることを家庭に知らせる。

・在校園時等において事件・事故等が発生した場合の，児童生徒等の安全確保や連絡体制等について，家庭に知らせ，対応の共有を図っておくとともに，連絡先リストを作成しておく。

○　学校安全活動を充実させ，児童生徒等の安全をより確実に図るためには，家庭，地域，関係機関等と連携を図ることが必要である。例えば，以下の団体等と意図的・意識的な連携をすることは，学校安全活動の推進に効果的と考えられる。

・PTA（保護者），地域の住民・ボランティア

・各地域の警察署，消防署，市区町村の防災担当部局，近隣の学校

・学校医，学校歯科医，学校薬剤師，学校近隣の保健医療機関

・その他学校現場と関係を有する者・団体

○　その際，学校と地域が目標や課題を共有し協議することができるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを生かし，上記の関係者や関係機関の代表を協議会委員として選任するなどして，日常的に連携・協働する関係を構築することも効果的と考えられる。

○　学校は，地域の実情に応じて，以下のような場を設置・活用するなど，学校の取組や体制，児童生徒等の状況について情報を発信して共有するとともに，地域との信頼関係を築き連携・協働を進めることが重要である。

・警察などの関係機関，団体との意見交換等の場（学校運営協議会，学校警察連絡協議会，地域学校安全委員会等）

・通学路の交通安全の確保のため，「通学路交通安全プログラム※」に基づく取組を推進する協議会等の場

※各地域の関係機関等が連携して地域全体で通学路の安全確保を効果的に行うことを目的とした取組

＜通学路の交通安全の確保のための推進体制（協議会等）に関する通知＞

（平成31年３月８日付け通知）https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417907.htm

（令和５年６月28日付け通知）https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416686_00018.htm

学校の設置者　**都道府県等担当課**

○　事故の未然防止や事故発生時の対応（調査実施の判断や調査の実施を含む）に備える観点から，日頃から学校安全に知見を有する者（第三者）との関係を構築することも有効である。

（３）事前の取組等の推進に当たって

（３－１）学校安全計画について

学　校

○　学校安全計画（年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画）に，以下の内容を盛り込む。

・避難訓練等も含めた安全教育

・学校の施設及び設備の安全点検

・教職員の研修等

・教職員の共通理解の下，計画に基づく取組を進めていく

（教職員の共通理解の形成についての具体的な取組は上記２（３）を参照のこと）

学校の設置者

○　各学校における計画の作成と実行，評価，改善について必要な指導・助言を行い，その内容の充実に努める。

都道府県等担当課

○　所轄の学校等が行う取組に対して必要な支援・助言を実施する。

○　都道府県・指定都市教育委員会等が実施する教員研修において，危機管理の知識や視点に関する内容を取り扱う等により，教職員の資質向上に努める。

（３－２）事故発生に備えた取組（詳細調査委員会の設置を含む）について

学校の設置者

○　学校で事故が発生した際に，学校が行う対応をサポートできる体制を整えておく。

○　詳細調査委員会の構成員を事前にリストアップするなどの検討を進めておく。

都道府県等担当課

○　所轄の学校等で事故が発生した際に，必要に応じて学校等が行う対応をサポートできる体制を整えておく。

○　学校の設置者から，詳細調査委員会の構成員を事前にリストアップする際の相談等があった際に，助言等ができる体制を整えておく。

（参考）地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の職務権限）

第二十一条　教育委員会は，当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で，次に掲げるものを管理し，及び執行する。

九　校長，教員その他の教育関係職員並びに生徒，児童及び幼児の保健，安全，厚生及び福利に関すること。

（長の職務権限）

第二十二条　地方公共団体の長は，大綱の策定に関する事務のほか，次に掲げる教育に関する事務を管理し，及び執行する。

三　私立学校に関すること。

指針の目的・対象・構成
事故発生の未然防止
事故発生に備えた事前の取組等
事故発生後の対応の流れ
調査の実施 基本調査・詳細調査
再発防止策の策定・実施
被害児童生徒等の保護者への支援
参考資料
参考様式

４　事故発生後の対応の流れ

ここでは，「事故発生直後の取組」から「初期対応時（事故発生直後～事故後１週間程度）の取組」（基本調査含む。），それ以降の「詳細調査の実施」に至るまでの流れを記載している。

基本調査及び詳細調査のそれぞれのプロセスの詳細については，５（P.23）を参照されたい（【参考資料１】参照）。

詳細調査に至るまでの事故発生後の対応については，被害児童生徒及びその保護者に対して誠意をもって支援し，事故発生に係る事実を明らかにするとともに，その結果を真摯に受け止めることが必要である。そして，得られた教訓については，今後の事故防止のための安全管理や安全教育に生かし，児童生徒等の安全確保の取組を徹底することが求められる。こうした認識のもと，迅速，丁寧かつ着実な対応を行うことが重要である。なお，事故発生後の対応が滞ることのないよう、各学校は必要に応じ、学校の設置者や都道府県等担当課に対応について相談することも考えられる。また，学校の設置者や都道府県等担当課は，状況に応じ、国や学校安全に知見を有する第三者に助言を求めつつ，学校の対応を支援することも考えられる。

４－１　事故発生直後の取組

（１）応急手当の実施

学　校　（【参考資料４，５】参照）

○　事故発生時に優先すべきことは，事故にあった児童生徒等（以下，「被害児童生徒等」という。）の生命と健康である。事故直後は，まずは被害児童生徒等の医学的対応（応急手当）を行う。学校内での情報共有等も大事であるが，まずは被害児童生徒等の応急手当を最優先で行うことに十分留意することが必要である。

○　事故が発生した場合には，第一発見者は，被害児童生徒等の症状を確認し，近くにいる管理職や教職員，児童生徒等に応援の要請を行うとともに，被害児童生徒等の症状に応じて，速やかに，心肺蘇生，AED の使用，気道異物除去，止血などの応急手当を行い，症状が重篤にならないようにする。

○　指揮命令者（近くにいる管理職又は教職員）は，応援に駆けつけた教職員に対して役割分担を指示し，速やかに救急車の要請や AED の手配，アナフィラキシー症状が見られる場合にはエピペン®の手配等，対応に当たる。

○　なお，呼びかけに応じないなど重篤な事故と考えられる事象が起きたときは，救命処置が秒を争うことである点を理解し，大声で応援を呼ぶ，119 番通報，心肺蘇生の開始，AED の装着など迅速に行動することが必要である。

○　救急車を手配するための 119 番は通報者を限定する必要がなく，例えば「原則として管理職が 119 番通報を行う」といった取扱いとなっている場合には，その取扱いを見直すことも検討すべきであり，第一発見者をはじめ誰でも即座に通報できるようにする。

○　119 番通報は傷病者の状況を伝え通信指令員からの口頭指導を受けるため事故現場から直ちに行う。その際電話を切らずに，スピーカー機能があれば切り替え，両手を自由

にして心肺蘇生を行うとともに，通信指令員の指示を応援のメンバーと共有しながら対処する。そのため，複数の教職員等で対応することが必要である。

○　応急手当を実施する際には，以下の点に留意する。

・　管理職への報告よりも児童生徒等の救命処置を優先する。

・　救命処置において，意識や呼吸の有無が「分からない」場合は，呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも留意して，意識や呼吸がない場合と同様の対応とし，速やかに心肺蘇生と AED 装着を実施する。

・　救急車を手配するために 119 番通報をすると，消防の通信司令員から電話口で指示や指導が受けられるため，心停止かどうかの判断に迷う場合や，胸骨圧迫のやり方などが分からない場合は，遠慮することなく指示を仰ぐようにする。

・　校舎外や校外での活動時などにおいても，事故が発生した場所からの素早い 119 番通報や，消防の通信司令員から電話口で指示や指導を受けるといった緊急的な対応を即座に行うことができるよう，体制を整えておくことが重要である。

　例）担当する教職員の携帯電話の所持等

・　教職員は事故の状況や被害児童生徒等の様子に動揺せず，またその他の児童生徒等の不安を軽減するように対応する。

・　応急手当を優先しつつも，事故の発生状況や事故後の対応及びその結果について，適宜メモを残すことを心がけ，対応が一段落した時点でメモを整理する（応援に駆けつけた教職員に対し，記録担当の役割を指示する。）。

（２）被害児童生徒等の保護者への連絡

学　校

○　被害児童生徒等の保護者に対し，事故の発生（第１報）を可能な限り早く連絡する。なお，その際には，事故の概況，けがの程度など，最低限必要とする情報を整理した上で行う。

○　被害の詳細や搬送先の医療機関名等，ある程度の情報が整理できた段階で，第２報の連絡を行う。以後，正確かつ迅速な連絡に努め，情報の共有を図る。

（３）現場に居合わせた児童生徒等への対応

学　校

○　学校事故では，意図的でなくても，他の児童生徒等がもう一方の当事者（加害者）となることもある。事故に遭った本人はもとより，加害児童生徒等も傷つき，相当の心的負担がかかっていることに留意し，心のケアを十分に行う（「７（２）児童生徒等の心のケア」参照）。

○　命にかかわるような状況に遭遇したり，それを目撃したりした場合などには，通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがあることを理解し，迅速に心

指針の目的・対象・構成
事故発生の未然防止
事故発生に備えた事前の取組等
事故発生後の対応の流れ
調査の実施 基本調査・詳細調査
再発防止策の策定・実施
被害児童生徒等の保護者への支援
参考資料
参考様式

身の健康状態の把握を行う。なお，それらの症状は，事件・事故の直後には現れず，しばらく経ってから現れる場合があることを念頭に置く必要がある。

○　事故・災害等の状況により，現場に居合わせた児童生徒等だけでなく，学校全体の児童生徒等に対して，保護者に引渡しをしたり，保護者による登下校時の引率やボランティア等による巡回を依頼したりするなどの対応が必要である。

４－２　初期対応時（事故発生直後～事故後１週間程度）の取組

（１）危機対応の態勢整備

学　校

○　事故発生後の対応は，校長のリーダーシップの下，被害児童生徒等の保護者対応，報道対応等，チームとして対応する（「３（１）緊急時対応に関する事前の体制整備」参照）。

○　危機発生時には様々な対応を集中して行う必要があるため，的確な方針と実施のための人員が必要になる。学校だけでは手が回らない場合は，学校の設置者に人員の派遣等の支援を要請し，必要な人員を確保し対応に当たる。

○　事故発生後の対応を行う教職員には相当の心的負担がかかっていることに留意し，関係教職員に対する配慮も必要である。特に救命処置を実施する現場にいた教職員は強いストレス反応が生じることがあるため，メンタルヘルスケア等の実施について，学校の設置者等に支援等を求めることも考えられる。

（２）被害児童生徒等の保護者への対応

学　校

○　応急手当等，事故発生直後の対応終了後は，できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い，学校側が知り得た事実は，被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝える等，責任をもって誠実な対応を行う。

○　被害児童生徒等の保護者に寄り添い，信頼関係にたって事態への対処ができるよう，対応の責任者を決め，常に情報の共有化を図る。

○　被害児童生徒等の保護者の要望や状況に応じて，信頼できる第三者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）を学校の設置者と相談の上紹介し，相談・支援が受けられるようにする。

学校の設置者

○　必要に応じて，被害児童生徒等の保護者の心情を理解し，被害児童生徒等の保護者，学校や学校の設置者をつなぐ役割を担う支援担当者を確保する。（「７（４）中立な立場で事故に係る対応を支援する「支援担当者」の設置）を参照）

○　なお，複数の被害児童生徒等が事故等にあった場合，学校だけの対応で困難な場合があるため，複数の職員を派遣して支援対応することも考慮しておく必要がある。

（３）学校の設置者等への報告，支援要請

P.19 報告，支援要請連絡系統図参照

学　校

○　次のような事故が起こった場合には，学校の設置者に速やかに報告を行う。（★）

（【参考様式４】参照）

・全ての「学校の管理下（本指針においては登下校中を含む）において発生した死亡事故」
・治療に要する期間が３０日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故
（重篤な事故には，治療に要する期間が３０日以上でなくても意識不明（人工呼吸器を装着，ＩＣＵに入る等）の場合や，身体の欠損（歯を含む）・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。）

○　状況に応じて，学校の設置者に，必要な人員の派遣や助言等の支援を要請する。

○　私立・株式会社立学校の場合（★）

・（学校又は学校の設置者から）都道府県等担当課に事故報告を行い，必要に応じて事故対応の支援を要請する。

○　上記以外の事故についても，類似の事故発生を防ぐ観点等から，必要に応じて学校の設置者への報告等を行う。なお，校内で発生したヒヤリハット事例等も含め教職員間で共有するなど，学校において適宜調査を実施し，重大事故が発生する前に対策を講じることが必要である。

学校の設置者

○　必要に応じ，事故対応の知見を有する職員を含む複数の職員を派遣し，助言等の支援を行う。

○　同様の重大事故の発生を防ぐため，必要に応じて，所管の学校に対し速やかに注意喚起の働きかけを行うことが必要である。

○　必要に応じて，警察等の関係機関に対しても情報提供を行う。

○　市区町村教育委員会（指定都市を除く。）の場合

・　都道府県教育委員会に速やかに事故発生を報告する。
・　必要に応じて，都道府県教育委員会に事故対応の支援を要請する。

○　私立・株式会社立学校の設置者の場合

・（学校又は学校の設置者より）都道府県等担当課に事故報告を行う。
・　必要に応じて，都道府県等担当課に事故対応の支援を要請する。

※　公立学校の場合，事故の状況によっては，教育委員会会議や総合教育会議において報告等行うことも検討すること。

都道府県等担当課

○　同様の重大事故の発生を防ぐため，必要に応じて，市区町村教育委員会や所管の学校に対し速やかに注意喚起の働きかけを行うことが必要である。

○　都道府県教育委員会の場合

・　人口規模の小さな地方公共団体や都道府県等担当課において，事故対応の知見を有する職員を含む必要な派遣人員を確保することが難しい場合等には，市区町村立学校

の事案や私立・株式会社立学校の事案に対しても，市区町村教育委員会や都道府県等担当課の求めに応じ，必要な人員の派遣や助言等の支援を行うことが望まれる。なお，その際には，必要に応じて，都道府県の危機管理部局とも連携し，対応に当たる。

○　私立・株式会社立学校の都道府県等担当課の場合

・　日頃より事故に関する情報収集に努めるとともに，学校からの求めに積極的に応じる。特に，死亡事故等の重篤な事故については，あらかじめ，学校又は学校の設置者から都道府県等担当課に対する報告の方法等を定めておくことが望ましい。

・　死亡事故等が起こった事実を把握した際には，後述する基本調査の結果を学校に求めるなど必要な措置を取るよう努める。

（参考）地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（私立学校に関する事務に係る都道府県委員会の助言又は援助）
第二十七条の五　都道府県知事は，第二十二条第三号に掲げる私立学校に関する事務を管理し，及び執行するに当たり，必要と認めるときは，当該都道府県委員会に対し，学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

（４）国への一報

P. 19 報告，支援要請連絡系統図参照

学校の設置者　都道府県等担当課

○　死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案が発生した場合，都道府県・指定都市教育委員会，国立学校の設置者及び私立・株式会社立学校の都道府県等担当課は，国まで一報を行う。（★）

国

○　死亡事故以外においても，事故の重大性を鑑み，国から都道府県等担当課を通じて，事故概要の情報提供を求める場合がある。

○　報告を基に，全国の学校における類似の事故防止に役立てる。

○　なお，上記に限らず，「６　再発防止策の策定・実施」に記載のとおり，報告された詳細調査報告書の概要や，全国の学校における事故等の状況報告を基に有識者会議等による検討・分析の結果も類似の事故防止に役立てる。

報告，支援要請連絡系統図

○　「４－２（３）学校の設置者等への報告，支援要請」及び，「４－２（４）国への一報」の連絡系統を取りまとめたもの。

○　後述する「基本調査」及び「詳細調査」の報告系統も同様となる。

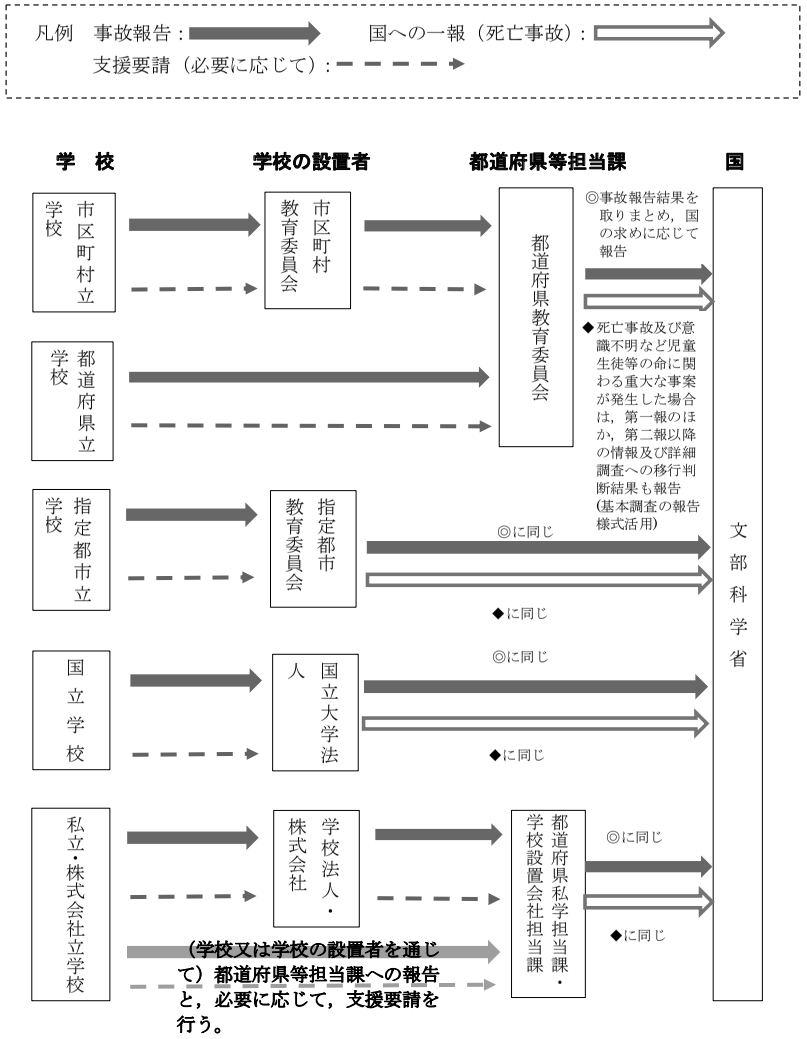

※消費者安全法に基づく報告についても，該当する場合は別途対応を要する。

指針の目的・対象・構成
事故発生の未然防止
事故発生に備えた事前の取組等
事故発生後の対応の流れ
調査の実施 基本調査・詳細調査
再発防止策の策定・実施
被害児童生徒等の保護者への支援
参考資料
参考様式

（５）基本調査の実施

学校の設置者

○　学校からの報告を踏まえ，「基本調査」の実施を判断する。

○　「基本調査」の調査対象は，下記に記載のとおり，４－２（３）の報告対象である全ての「死亡事故」を実施することとし，「治療に要する期間が３０日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」については，被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ，特別な事情が無い場合は実施することを前提に，調査の実施を判断する。

調査対象

○　少なくとも以下の事故については「基本調査」を行うことを基本とする。（★）

> ■**全ての「学校の管理下（本指針においては登下校中を含む）において発生した死亡事故」**
>
> ■**被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ，学校の設置者が必要と判断した「治療に要する期間が３０日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」**
>
> （重篤な事故には，治療に要する期間が３０日以上でなくても意識不明（人工呼吸器を装着，ＩＣＵに入る等）の場合や，身体の欠損（歯を含む）・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。）

※　これらは，４－２（３）で，学校の設置者等への報告を求めている事案である。

学　校

○　「死亡事故」及び学校の設置者が必要と判断した事故については，学校は，速やかに「基本調査」に着手し，原則として３日以内を目途に，関係する全ての教職員から聴き取りを実施すると共に，必要に応じて，事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取りを実施する。（★）

○　基本調査の実施方法等については，「５－２　基本調査の実施」に記載する。

（６）保護者への説明

学　校

○　被害児童生徒等以外の保護者に対しても，状況に応じて，学校から速やかに正確な情報を伝えることが必要であり，保護者間に憶測に基づく部分的もしくは偏った情報が広がることを防ぐためにも，事故・事件の深刻さ等を勘案し，状況に応じて，保護者説明会等の開催など，必要な情報共有を行う。

○　情報を発信する際には，外部に出せる情報を明確にし，①発生事実の概要，②対応経過，③今後の取組・方向性などに整理して説明する。

その際，学校の設置者と対応等について事前に協議しておくなどの連携が必要である。

○　保護者説明会の開催等，被害児童生徒等以外の保護者への説明の際には，あらかじめ被害児童生徒等の保護者の意向を確認し，説明の内容について承諾を得た上で行う。

学校の設置者

○　学校において把握した情報等を確認するとともに，対応等について，助言・支援等を行う。

○　必要に応じて，学校が実施する説明会に学校の設置者も同席する。

（７）記者会見を含む情報の公表及び関係機関との調整

学　校

○　情報の公表のためには，正確な情報の把握が必要となる。事故に対し，警察の捜査が行われている場合は，警察が公表している情報などにより事実確認を行うなど，関係機関等からも情報を収集しつつ整理を行う。

○　報道などの外部への対応については，学校と学校の設置者で調整の上，対応窓口を一本化し，情報の混乱が生じないよう，事実を正確に発信する。

○　状況によっては，報道対応窓口を学校ではなく学校の設置者に一本化し，学校は事故直後の対応（児童生徒等・保護者対応）に専念できるように考慮する。

○　記者会見を含む情報の公表の際には，あらかじめ被害児童生徒等及びその保護者の意向を丁寧に確認し，説明内容について承諾を得た上で行う。

学校の設置者

○　報道などの外部への対応については，学校との連絡を密にして，事実が正確に発信されるよう努めること。またその際，被害児童生徒等及びその保護者の意向を丁寧に確認し，説明内容について承諾を得た上で行う。

指針の目的・対象・構成
事故発生の未然防止
事故発生に備えた事前の取組等
事故発生後の対応の流れ
調査の実施 基本調査・詳細調査
再発防止策の策定・実施
被害児童生徒等の保護者への支援
参考資料
参考様式

４－３ 再発防止に向けた中長期的な取組（事故後１週間程度経過以降）：詳細調査の実施

学校の設置者

○　４－２（５）の基本調査等を踏まえ，学校の設置者が，事案の経緯や再発防止策の検討に関してより詳細な調査が必要と判断した場合には，学識経験者や医師，弁護士，学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成する詳細調査委員会を学校の設置者の下に設置し，必要な再発防止策を検討することを目的とした「詳細調査」を行う。

○　詳細調査へ移行すべき事案の考え方については，「５－３　詳細調査への移行の判断」に記載する。

○　詳細調査委員会の設置については，「５－４　詳細調査の実施」に記載する。

５ 調査の実施（基本調査・詳細調査）

ここでは，４で示した事故発生後の対応のうち，「基本調査」及び「詳細調査」の詳細を示す。

５－１ 調査の目的・概要及び目標

（１）調査の目的・概要

○　事実関係を整理する「基本調査」等により得られた情報に基づき，事故に至る過程や原因の分析を行う「詳細調査」は，いずれも，基本的に，日頃の安全管理の在り方等，事故の原因と考えられることを広く集めて検証し，今後の事故防止に生かすために実施するものである。また，時には，被害児童生徒等の保護者や児童生徒等及びその保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応える役割も併せて担うものである。

○　これらの調査は，民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく，学校とその設置者として，上記目的を踏まえて事実に向き合うものである。（★）

（２）調査の目標

○　これらの調査を実施することによって到達すべき「目標」については，下記のことが挙げられる。

①事故の兆候（ヒヤリハットを含む）なども含め，当該事故に関係のある事実を可能な限り明らかにする

②事故当日の過程（①で明らかになった事実の影響を含む）を可能な限り明らかにする

③上記①②を踏まえ今後の再発防止への課題を考え，学校での事故防止の取組の在り方を見直す

指針の目的・対象・構成
事故発生の未然防止
事故発生に備えた事前の取組等
事故発生後の対応の流れ
調査の実施 基本調査・詳細調査
再発防止策の策定・実施
被害児童生徒等の保護者への支援
参考資料
参考様式

５－２ 基本調査の実施（原則として，学校が実施）

○ 「基本調査」とは，調査対象となる事案の発生後，速やかに着手する調査であり，その時点の情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。

（１）基本調査の対象

学校の設置者

○ 学校からの報告を踏まえ，下記に記載のとおり，４－２（３）の報告対象である全ての「死亡事故」を実施することとし，「治療に要する期間が３０日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」については，被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ，特別な事情が無い場合は実施することを前提に，調査の実施を判断する。

○ 少なくとも以下の事故については「基本調査」を行うことを基本とする。（★）

> **■全ての「学校の管理下（本指針においては登下校中を含む）において発生した死亡事故」**
> **■被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ，学校の設置者が必要と判断した「治療に要する期間が３０日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」**
> （重篤な事故には，治療に要する期間が３０日以上でなくても意識不明（人工呼吸器を装着，ＩＣＵに入る等），歯を含め，身体の欠損・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。）

○ 上記以外の事故についても，形式は問わず，事故発生に至る経緯や再発防止のための対策を整理することは言うまでもなく必要である。

○ 学校からの事故の報告を受け，治療に要する期間が３０日以上となる場合でも，骨折や捻挫等の事案は事故の発生状況等により，基本調査の実施の有無を判断すること。

（２）基本調査の実施主体

学　校

○ 基本調査は，事実関係を整理するため，その時点の情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。このため，初期対応時において最も情報を把握しやすいと考えられる学校が，原則として実施主体となり，学校の設置者の指導・支援の下，実施する。

○ 状況に応じて，学校の設置者に，基本調査に必要な人員の派遣や助言等の支援を要請する。

○ 得られた情報に基づく，事故に至る過程や原因の分析等は，原則として「基本調査」においては実施しない（「詳細調査」において行う）。

○ ただし，基本調査において，学校の設置者が詳細調査に移行するまでもなく事故等の原因が明らかとなり，再発防止策を講じることが可能と判断した場合には，学校として再発防止策の検討を行う。

（この際の再発防止策の検討に当たっては，「（４）情報の整理・再発防止策の検討・報告」を参照）

学校の設置者　**都道府県等担当課**

○ 事故現場に居合わせた児童生徒等が大人数の場合の聴き取り，膨大・多様な情報が集まった場合の情報の整理には時間と人員が必要となる場合がある。その際には学校の設置者及び都道府県等担当課は，人的支援を行うよう努める。なお，上記に限らず，事故の重大性を鑑み，必要があれば，学校の設置者は職員（実務経験のある職員を含む）を学校現場に派遣し，適切な指導・助言を行うとともに，学校では手が回らない部分をサポートするなどの支援を行う。

○ 私立・株式会社立学校の設置者の場合

・ 必要に応じて，都道府県等担当課に事故対応の支援・助言を要請する。

（３）基本調査の実施に当たっての留意事項・手順

学　校

○ 基本調査において，学校の教職員や児童生徒等に聴き取りを行う際には，事故の起こった背景などの事実関係を整理するなどの聴き取りの目的を明らかにした上で，以下の事前説明を行うなどして，聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

> ・ 記憶していることをできるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
> ・ 人の記憶はあいまいなので，正確な事実だけを覚えているわけではないこと（記憶違いのこともあること。）。
> ・ 一人の記憶に頼るのではなく，他の人の話などから総合的に判断してまとめていくこと。
> ・ 「誰が何を言った」ということが，そのまま外部に出ることはないこと。
> ・ できるだけ正確に話の内容を記録するため，録音することもあるが，録音データは，調査報告としての記録作成のみに使用すること。

「首藤委員提供資料」を参考に作成

○ 事故に関係する教職員や事故現場に居合わせた児童生徒等への対応では，「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。

○ 聴き取り調査を行うに当たっては，聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり，スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行い，実施の際には，発言を強要しないことを留意するとともに，必ず複数の教職員で対応するとともに，状況に応じてスクールカウンセラーを同席させることも必要であると考えられる。

指針の目的・対象・構成
事故発生の未然防止
事故発生に備えた事前の取組等
事故発生後の対応の流れ
調査の実施 基本調査・詳細調査
再発防止策の策定・実施
被害児童生徒等の保護者への支援
参考資料
参考様式

（３―１）関係する全教職員からの聴き取り　（参考様式５参照）

学　校

○　事故現場に居合わせた教職員は，精神的に大きなショックを受けている可能性があることから，調査実施に当たっては，心のケア体制を整えておく必要がある。

○　あらかじめ決められた役割分担（「３（１）緊急時対応に関する事前の体制整備」参照）を踏まえ，聞き取り担当者（例えば，校長や副校長・教頭等）と記録担当者を決め，関係する全教職員から，以下の手順で，聴き取りを行う。

①　原則として３日以内を目途に実施する。（★）

②　事故後速やかに，関係する全教職員に記録用紙を配布し，事故に関する事実を記録する。なお，事故発生直後にメモ等の記録を残していた教職員は，記録用紙を提出する際に，メモ等の記録も併せて提出する。

③　記録の内容を基に，聴き取り担当者が聴き取りを実施し，記録を行う。教職員が話しやすい相手・状況かどうかも考慮し，状況に応じて，聴き取り者の変更や，支援を行う学校の設置者及び都道府県等担当課が聴き取ることも考えられる。

④　記録担当の教職員は，聴き取り担当及び関係する教職員が記載した記録用紙の情報を集約し，発生状況や事故後の対応について，時系列で整理する。

（参考）聴き取る内容の例
・事故数日前からの被害児童生徒等の状況で気になっていたこと
・疾患の有無及び内容
・既往症の有無及び内容
・事故発生時に当該教職員がしたこと，見たこと，聞いたこと
（被害児童生徒等及び事故現場に居合わせた児童生徒等の様子）　等

○　関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し，必要な場合は医療機関を受診させる。

○　部活動指導員等，外部人材が学校に派遣・配置されている場合には，当該外部人材からも聴き取りを実施する。

学校の設置者

○　事故の発生状況を踏まえ，必要に応じ，学校における関係する教職員の聞き取りを支援する。

（３－２）　事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り　（参考様式６参照）

学　校

○　事故現場に児童生徒等が居合わせたりするなど，事故発生時の事実関係を整理する上で関係する児童生徒等に対して聴き取りを行う必要がある場合には，児童生徒等への聴き取り調査の実施を検討する。ただし，多数の児童生徒等から聴き取りを行う必要があるなど，短期間での実施が難しい場合は，基本調査では聴き取れる範囲で実施し，詳細調査の中で引き続き実施することも検討する。

○　事故現場に居合わせた児童生徒等は，精神的に大きなショックを受けている可能性があることから，調査実施に当たっては児童生徒等・保護者の理解・協力，心のケア体制が整っていることが前提である。聴き取りの前には，保護者に連絡して理解・協力を依頼するとともに，保護者と連携してケア体制を万全に整える。

○　学級担任や養護教諭が聴き取りをすることが考えられるが，その他の部活動顧問や担任外の教諭など児童生徒等が話しやすい教職員が別にいる場合には，聴き取る主体を限定することなく柔軟に対応することが望ましい。

○　また，児童生徒等が心のケアを受ける中で，何か気になっていることがあれば自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。

○　事故現場に居合わせた児童生徒等が話しやすい雰囲気を作り出すことが困難な状況においては，教職員からの聴き取りと同様に，当該児童生徒等に対し，記録用紙を配布し，事故に関する事実を記録してもらう方法を取ることも考えられる。

（３－３）関係機関との協力等

学　校

○　関係機関については，例えば，事件性のある事案の捜査や検視等を行う警察との協力，亡くなった児童生徒等と関わりのある関係機関（これまで対応していた行政機関，医療機関等）との情報共有を図る。

○　警察において捜査が継続している場合などにおいては，捜査上，情報が開示されないこともあることに留意する必要がある。その際は，学校において確認できる範囲での基本調査を実施する。

（４）情報の整理・再発防止策の検討・報告

P. 19 報告，支援要請連絡系統図参照

（参考様式４，５参照）

学　校

○　基本調査で収集した記録用紙（メモを含む）や事故報告等の連絡に用いた電子メール等は，詳細調査を行う際に重要な資料となる。すぐに廃棄することなく，一定期間保存する。

○　得られた情報の範囲内で，情報を時系列にまとめる，事実と推察は区分し情報源を明記するなどして整理し，整理した情報を学校の設置者に報告する。

○　学校の設置者が詳細調査に移行するまでもなく事故等の原因が明らかとなり，再発防止策を講じることが可能と判断した場合には，学校として再発防止策を検討し，学校の設置者に報告する。

○（私立・株式会社立学校の場合）
（学校又は学校の設置者から）都道府県等担当課にも報告する。

学校の設置者

○　学校における基本調査の実施において，当該指針を踏まえた適切な対応がとられていない場合には，学校に対し適切な対応を促す指導・助言を行う。

○　基本調査の結果を，都道府県等担当課に報告する。

○　基本調査において，詳細調査に移行するまでもなく事故等の原因が明らかとなり，再発防止策を講じることが可能となった場合には，学校に対して再発防止策を検討するよう指示をする。その際，必要に応じて，学校の設置者も再発防止策の検討に関わることが必要である。

○　再発防止策が検討された場合には，基本調査の結果を都道府県等担当課に報告する際に，併せて報告する。なお，再発防止策の検討に時間を要する場合には，後日，報告する。

○　詳細調査において，事故等の原因解明や再発防止策の検討を行う場合には，基本調査ではなく，詳細調査において都道府県等担当課に報告する。

○（都道府県・指定都市教育委員会及び国立大学法人の場合）

・　基本調査の結果は，年度ごとに取りまとめ，国からの求めに応じ報告する。（★）

・　ただし，死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案に係る基本調査結果については，結果がまとまった時点で速やかに国に報告する。また，国の求めに応じ報告する。（★）

都道府県等担当課

○　事故等の発生状況，当該指針を踏まえた基本調査実施状況について把握し，学校及び学校の設置者が，当該指針を踏まえた適切な対応がとられていない場合には，適切な対応を促す指導・助言を行う。

○　基本調査の結果は，年度ごとに取りまとめ，国からの求めに応じ報告する。（★）

○　ただし，死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案に係る基本調査結果については，結果がまとまった時点で速やかに国に報告する。また，国の求めに応じ報告する。（★）

（５）基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり

学　校　**学校の設置者**

○　被害児童生徒等の保護者との関わりを通じて得た情報は，学校と学校の設置者との間で確実に共有することが重要である。基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わりにおいては，基本的には学校が行うことが想定されるが，事故発生の重大性を鑑み，必要に応じて，学校の設置者が被害児童生徒等の保護者への事実関係の説明や今後の調査の意向を確認する必要があることも考慮する。

○　被害児童生徒等の保護者との関わりについては，事故発生（認知）直後から無理に状況確認をするのではなく，被害児童生徒等の保護者の心情に配慮した態度で接触するとともに，基本調査やその後想定されうる詳細調査も念頭に置いて，意向を丁寧に確認し，今後の接触を可能とするような関係性を構築する。

○　上記（４）で取りまとめられた基本調査の経過及び整理した情報等について適切に被害児童生徒等の保護者に説明する。

○　事実関係の整理に時間を要することもあり得るが，必要に応じて適時適切な方法で経過説明があることが望ましく，最初の説明は，調査着手からできるだけ１週間以内を目安に行う。

○　この時点で得られている情報は断片的である可能性があり，断定的な説明はできないことに留意する。

○　説明に矛盾が生じないよう，全教職員で事故に関する情報を共有した上で，原則として，被害児童生徒等の保護者への説明窓口は一本化する。被害児童生徒等の保護者への情報提供を行う際は正確な情報の伝達を心がけ伝達した情報に誤りがあった場合にはすぐに修正するよう心がける。

○　事実関係を基に，事故に至る過程や原因等を調査するには，「詳細調査」に移行することが必要であることに留意する。

○　今後の調査についての学校及び学校の設置者の考えを被害児童生徒等の保護者に伝えて，被害児童生徒等の保護者の意向を確認する。

指針の目的・対象・構成
事故発生の未然防止
事故発生に備えた事前の取組等
事故発生後の対応の流れ
調査の実施 基本調査・詳細調査
再発防止策の策定・実施
被害児童生徒等の保護者への支援
参考資料
参考様式

５－３　詳細調査への移行の判断

（１）詳細調査の概要・移行の判断主体

「詳細調査」とは，基本調査等を踏まえ必要な場合に，学校事故対応の専門家などが参画した詳細調査委員会において行われる詳細な調査であり，事実関係の確認のみならず，事故に至る過程を丁寧に探り，事故が発生した原因を解明するとともに，事故後に行われた対応についても確認し，それによって再発防止策を打ち立てることを目指すものである。

学校の設置者

○　詳細調査への移行の判断は，基本調査の報告を受けた学校の設置者が行う。

○（市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び私立・株式会社立学校の設置者の場合）必要に応じて，都道府県等担当課から支援・助言を得ることとする。

○　詳細調査に移行するかどうかの判断については，「（２）詳細調査に移行すべき事案の考え方」を参考としながら，例えば外部専門家等の意見を求めたりして，その意見を尊重する体制とすることが望ましい。

○　詳細調査の移行の判断に当たっては，被害児童生徒等の保護者の意向に十分配慮する。

都道府県等担当課

○（都道府県教育委員会の場合）

必要に応じて，市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対し，支援・助言を行うこととする。

○（私立・株式会社立学校の都道府県等担当課の場合）

必要に応じて，私立・株式会社立学校又は学校の設置者に対し，支援・助言を行うこととする。

（２）詳細調査に移行すべき事案の考え方

P. 19 報告，支援要請連絡系統図参照
（参考様式４参照）

○　原則，基本調査を行った全ての事案について詳細調査を行うことが望ましいが，少なくとも以下の場合には，詳細調査に移行する。ただし，ア）・イ）・ウ）・オ）の場合でも，保護者の詳細調査を望まない意思が明確に確認される場合は，この限りではない。（★）

ア）当該学校の教育活動の中に事故の要因があると考えられる場合
・事前の安全管理体制に十分でない点が認められる　など
イ）事故発生直後の対応の中に適切ではない点が認められる場合
ウ）基本調査により，事故の要因が明らかとならず再発防止策が検討できない場合
エ）被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
オ）その他必要な場合

○　教育活動とは，体育をはじめとした各教科活動，運動会などの学校行事，部活動などの課外活動等である。

学校の設置者

○　上述の考え方及び保護者の意思を十分に踏まえ，詳細調査への移行の判断を行う。

○（市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び私立・株式会社立学校の設置者の場合）

・　基本調査の結果を都道府県等担当課に報告する際に，詳細調査への移行の有無及び，移行しない場合の理由についても併せて報告する。

○（都道府県・指定都市教育委員会及び国立大学法人の場合）

・　死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案の詳細調査への移行状況について，基本調査の結果とともに，国に報告する。また，国の求めに応じ報告する。（★）

都道府県等担当課

○　詳細調査に移行しない理由について確認し，不明な点がある場合には，学校の設置者に対して確認し，必要に応じて助言を行う。

○　死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案の詳細調査への移行状況について，基本調査の結果とともに，国に報告する。また，国の求めに応じ報告する。（★）

国

○　学校の設置者等における詳細調査への移行に関する対応が進んでいない場合等には，必要に応じ，助言等の支援を行う。（★）

指針の目的・対象・構成
事故発生の未然防止
事故発生に備えた事前の取組等
事故発生後の対応の流れ
調査の実施 基本調査・詳細調査
再発防止策の策定・実施
被害児童生徒等の保護者への支援
参考資料
参考様式

５－４　詳細調査の実施

（１）詳細調査の実施主体

学校の設置者　**都道府県等担当課**

○　調査の実施主体（詳細調査委員会を立ち上げその事務を担う）は，学校の設置者が考えられる。

○　市区町村教育委員会，都道府県等担当課が調査を実施する場合は，その求めに応じて都道府県教育委員会が支援を行うことが望まれる。

○　私立学校及び株式会社立学校における調査の実施主体は，学校の設置者であるが，死亡事故等が発生した場合であって，学校の設置者の求めに応じ，必要と認められる際には，当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み，都道府県等担当課が行うことができることとする。

（２）詳細調査委員会の設置

学校の設置者

○　死亡事故等の詳細調査は，外部の委員等で構成する詳細調査委員会を設置して行う。なお，地方公共団体によって，首長部局に常設の調査機関を有している場合には，当該機関を活用することも考えられる。また，詳細調査委員会における調査に当たっては，必要に応じて，関係者の参加を求める。

○　詳細調査は原因究明及び再発防止のための取組について検討するためのものであって，責任追及や処罰等を目的としたものではないが，事故に至る過程や原因を調査するには高い専門性が求められるため，中立的な立場の外部専門家等が参画した詳細調査委員会とすることが必要であり，調査の公平性・中立性を確保することが求められる。

（２－１）詳細調査委員会の構成等

学校の設置者

○　詳細調査委員会の構成については，学識経験者や医師，弁護士，学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって，調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について，職能団体や大学，学会からの推薦等により参加を図ることにより，当該調査の公平性・中立性を確保することが求められる。

○　詳細調査委員会の構成員について，守秘義務を課すこと，氏名は特別な事情がない限り公表することが望ましい。

○　詳細調査委員会の構成員は，先入観を排除し，公平・中立な立場から，その専門的知識を生かし，可能な限り，多角的な視点から調査を行う。

○　学校の設置者等においては，詳細調査委員会の構成員を事前にリストアップするなど，検討を進めておく必要がある。これまで行われてきた詳細調査委員会において，構成員（『「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理より』）として共通しているのは，大学教員，医師，弁護士，教育委員会職員等であり，これに，必

要に応じて事故につながった運動種目に関する専門家，学校種や障害種に応じた専門家で構成されている。

○　なお，基本調査の結果等を踏まえ，詳細調査において，関係者に対し再度聴き取り調査を行う場合，多数の児童生徒等からの聴き取り調査等を外部専門家が直接全て行うのはかなりの時間的制約があると予想される。このため，例えば，聴き取り調査等を行い，事実関係を整理するための補助者を，詳細調査委員会の構成員とは別に置いておくといった方法も考えられる。補助者については，児童生徒等の聴き取り調査等を行う関係上，当該学校の教職員や学校の設置者の担当職員その他委嘱を受けた外部有識者等が想定される。その役割については詳細調査委員会の指示の下，聴き取り調査等を行い，事実関係を整理することにとどめるものとする。

都道府県等担当課

○　小規模の地方公共団体など，設置が困難な地域も想定されることを踏まえ，都道府県教育委員会においては，これらの地域を支援するため，職能団体や大学，学会等の協力を得られる体制を平常時から整えておくことが望ましい。

国

○　必要に応じ，学校の設置者等における詳細調査委員会の設置に支障がないよう，助言等の支援を行う。（★）

（２－２）詳細調査の計画・実施手順

詳細調査委員会　**学校の設置者**

○　詳細調査委員会において，詳細調査の計画と見通しを立て，調査の実施主体との間で共通理解を図る。具体的には，調査の趣旨等の確認と，調査方法や期間，被害児童生徒等の保護者への説明時期（経過説明を含む），調査後の児童生徒等・保護者などへの説明の見通し等を検討する。

○　プライバシー保護の観点から，委員会は非公開とすることができる。公開／非公開の範囲については，プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で，個別事例ごとに関係者を含めて十分に協議する。関係者ヒアリングのみ非公開とするなど，「一部非公開」等の取扱いも考えられる。なお，委員会を非公開とした際には，詳細調査委員会の内容については，報告を受けた学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に適切に情報共有を行うものとする。

○　詳細調査委員会においては，以下のような手順で情報収集・整理を進めることが想定される。

①　基本調査の確認

基本調査の経過，方法，結果の把握，関係する教職員や児童生徒等に対する追加調査実施の必要性の有無を確認

②　学校以外の関係機関への聴き取り

警察や医療機関等，これまで対応していた行政機関等があれば聴き取りを依頼（守秘義務が課されていることが前提）

③　状況に応じ，事故が発生した場所等における実地調査（安全点検）

④　被害児童生徒等の保護者からの聴き取り

○　上記の情報収集においては，事故に至る過程の調査及び問題点・課題の抽出ができるよう，必要な情報を明確にして行うこととする。例えば，下記のような情報が必要であると考えられる。

・ 事故当日の健康状態など，児童生徒等の状況
・ 死亡事故に至った経緯，事故発生直後の対応状況（AED の使用状況，救急車の出動情報，救急搬送した医療機関の情報等）
・ 教育活動の内容，危機管理マニュアルの整備，研修の実施，職員配置等に関すること（ソフト面）
・ 設備状況に関すること（ハード面）
・ 教育活動が行われていた状況（環境面）
・ 担当教諭（担任，部活動顧問等）の状況（人的面）
・ 事故が発生した場所の見取図，写真，ビデオ等

○　児童生徒等や教職員への聞き取りに当たっては，「５－２（３）基本調査の実施に当たっての留意事項・手順」の聞き取りを行う場合の目的を明らかにすることや事前説明を行うなどを参考に，聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

（３）被害児童生徒等の保護者からの聴き取りにおける留意事項

詳細調査委員会　学校の設置者

○　被害児童生徒等の保護者に調査への協力を求める場合は，信頼関係の醸成と配慮が必要であり，学校の設置者は，必要に応じて，被害児童生徒等の保護者の心情を理解し，被害児童生徒等の保護者，詳細調査委員会，学校や学校の設置者をつなぐ役割を担う支援担当者（「７（４）中立な立場で事故に係る対応を支援する「支援担当者」の設置）を参照）を確保する。（★）

○　客観性を保つ意味から，原則複数で聴き取りを行う。

（４）事故に至る過程や原因の調査（分析評価）と再発防止・学校事故予防への提言

詳細調査委員会　学校の設置者

○　事故に至る過程や原因の調査（分析評価）は，目的と目標に基づいて客観的に行われることが必要であり，詳細調査委員会の構成員は常に中立的な視点を保つことが必要である。

○　事故が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で，可能な限り，偏りのない資料や情報を多く収集，整理し，それらの信頼性の吟味を含めて，客観的に，特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

○　基本的にはある程度委員間で一致した見解を取りまとめる方向での調整が必要だが，それぞれの委員の専門性の違いなどがある場合には，複数の視点からの分析評価を取りまとめることも想定しうる。

○　事故に至る過程や原因の調査で，複雑な要因が様々に重なったことが明らかになる場合もあると思われるが，それぞれの要因ごとに，児童生徒等の事故を防げなかったことの考察などを踏まえて課題を見つけ出すとともに，児童生徒等を直接対象とする安全教育の実施を含め，当該地域・学校における児童生徒等の事故の再発防止・事故予防のために何が必要かという視点から，今後の改善策を，可能な範囲でまとめる。

（５）報告書の取りまとめ

（参考様式７参照）

①　報告書の作成

詳細調査委員会　学校の設置者

○　報告書に盛り込むべき下記の項目及び記載内容例を参考に，それまでの詳細調査委員会における審議結果から報告書の素案を作成する。

	記載すべき項目		記載内容
1	調査の目的及び方法		詳細調査委員会としての，調査の目的と方法
2	事故の概要		
	(1)	基礎情報	事故の種別，被害状況，活動種別
	(2)	概要	事故の概要を時系列的に記載（事故発生時期と発生場所，事故被害者と事故の内容（種別）・被害の程度，事故後の被害児童生徒の保護者への対応）
3	詳細調査委員会の紹介		名称，構成メンバー，開催状況，事務局，公開・非公開
4	事故発生の経緯と対応		事故発生の経緯と事故後の対応を時系列的に記載
	(1)	事故発生の経緯	事故発生日時の前後について，経緯を時系列的に記載
	(2)	事故発生後の保護者への対応	事故発生後の保護者への対応を時系列的に記載
	(3)	事故発生後の児童生徒への対応	事故発生後，現場に居合わせた児童生徒に対する対応
5	委員会による調査内容		詳細調査委員会が実施した調査内容
	(1)	基本調査の扱い	基本調査の調査内容・調査手続きの確認
	(2)	調査方法	調査した方法
	(3)	調査内容	学校関係者，教育委員会，教員，病院，警察等に聴き取りした内容
6	事故発生の要因		調査結果をもとに事故を引き起こした要因
	(1)	研修の有無と内容	事前の研修等が実施状況
	(2)	マニュアルの整備の有無と内容	事故防止のためのマニュアルの整備状況
	(3)	指導計画の有無と内容	指導計画の策定状況と，教職員の配置状況
	(4)	施設や器具の安全管理	扱う施設や器具についての安全点検実施状況
	(5)	事故当時の環境	物理的環境や事故に影響を与えたと考えられる環境
	(6)	担当教員に関する要因	事故発生当時の指導する教員側の被害児童生徒への対応
	(7)	被害児童生徒に関する要因	事故発生当時の被害児童生徒の体調や精神面の状況
	(8)	学校側の管理体制	事故に結びついた活動に対する指導体制や指導方法，安全管理の実施方法
	(9)	その他	特記事項があれば記載
7	事故防止への提案（提言）		再発防止及び事故予防への提案（提言）
8	調査の報告		調査結果を報告した経緯，報告書の公表状況
	(1)	学校関係者への報告	調査結果を学校関係者に報告した経緯
	(2)	報告書の公表	報告書公表の有無
	(3)	報告書のウェブサイト掲載の有無	調査報告書について，自治体や学校等のウェブサイトに掲載の有無
9	参考資料		調査の過程で入手した図，写真，文献，基本調査等

○　記載方法等は，「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理を参照する。

○　報告書に何をどこまで記載するのかと，誰に何を（報告書か概要版か）どのような方法で公表するのかとは密接に関係するため，調査の実施主体と協議して詳細調査委員会にて判断する。

②　調査結果の報告

詳細調査委員会

○　調査結果を調査の実施主体に報告する。なお，学校の設置者以外が調査の実施主体となっている場合には，調査の実施主体は，学校の設置者にも情報提供する。

③　報告書の公表

学校の設置者

○　報告書の公表は，調査の実施主体が行うこととする。

○　報告書を公表する段階においては，被害児童生徒等の保護者や児童生徒等など関係者へ配慮して公表内容，方法及び範囲を決める。

○　先行して報道がなされている場合など，状況に応じ，報道機関への説明についても検討する（報告書のうち報道機関に提供する範囲については，被害児童生徒等の保護者の了解をとる。）。

○　報道機関に対して報告書を公表する場合，被害児童生徒等の保護者への配慮のみならず，児童生徒等への配慮も必要であり，例えば個人が特定できないような措置をとるなど公表する範囲についても留意する。

④　被害児童生徒等の保護者への適切な情報提供

詳細調査委員会　**学校の設置者**

○　詳細調査委員会での調査結果について，詳細調査委員会又は学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に説明する。なお，調査の経過についても適宜適切な情報提供を行うとともに，被害児童生徒等の保護者の意向を確認する。

⑤　報告書の調査資料の保存

学校の設置者　**都道府県等担当課**

○　調査結果の報告を受けた学校の設置者又は都道府県等担当課は，報告書に係る調査資料を，学校の設置者等の文書管理規定に基づき適切に管理する。

6　再発防止策の策定・実施

「５－１調査の目的・概要及び目標」に照らし，今後の学校事故予防・再発防止に調査結果を役立てることが必要である。

（１）詳細調査委員会の報告書等の活用

P. 19 **報告，支援要請連絡系統図**参照

学校　**学校の設置者**

○　報告書の提言を受けて，当該校の教職員や同地域の学校の教職員間等で報告書の内容について共通理解を図り，危機管理に関する研修を位置付けたり，不十分である可能性が明らかとなった部分の安全管理を徹底したりするなど，速やかに具体的な措置を講ずるとともに，講じた措置及びその実施状況について，適時適切に点検・評価する。その際，必要に応じて市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）は都道府県教育委員会に，私立・株式会社立学校は，都道府県等担当課に必要な支援・助言を得る。

○　学校又は学校の設置者は，報告書の提言を受けて，被害児童生徒等の保護者の意見も聴取するなどして，具体的，実践的な再発防止策を策定し，マニュアル等にまとめ，その徹底が図られるよう努める。

○　詳細調査委員会から調査結果の報告を受けた学校の設置者は，以下のとおり報告する。その際，報告書の公表の取り扱いについても併せて情報共有する。

（市区町村教育委員会（指定都市立学校を除く。））

・　都道府県教育委員会を通じて報告書を提出する。

（指定都市教育委員会及び国立大学法人の場合）

・　学校の設置者は国に報告書を提出する。

（私立・株式会社立学校の場合）

・　学校又は学校の設置者は，都道府県等担当課を通じて報告書を提出する。

○（都道府県・指定都市教育委員会及び国立大学法人の場合）

毎年の年度当初に，前年度の所管の学校管理下で発生した事故等の基本調査及び詳細調査から，事故原因・傾向，再発防止策等の事故等の状況についてとりまとめ，所管の学校に周知し再発防止に努めるとともに，国の求めに応じてその状況を報告する。（★）

都道府県等担当課

○　学校の設置者において，報告書の提言を受けた具体的な措置及びその実施状況を適時適切に点検・評価する際に，その求めに応じて，必要な支援・助言を行う。

（都道府県教育委員会の場合）

・　市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）の求めに応じて，支援・助言を行う。

（私立・株式会社立学校の都道府県等担当課の場合）

・　私立・株式会社立学校又は学校の設置者の求めに応じて，支援・助言を行う。

○　事故等の発生状況，当該指針を踏まえた基本調査及び詳細調査の実施状況について把握し，学校及び学校の設置者が，当該指針を踏まえた適切な対応をとっていない場合には，適切な対応を促す指導・助言を行う。
○　学校の設置者から提出された詳細調査の報告書を国に報告する。
○　毎年の年度当初に，前年度の当該都道府県内の学校管理下で発生した事故等の基本調査及び詳細調査から，事故の原因や傾向，再発防止策等の事故等の状況についてとりまとめ，国に報告するとともに，当該都道府県内に周知し再発防止に生かす。（★）
○　都道府県内に周知する際には，公立学校及び私立学校の状況を合わせて行うことも学校における事故の再発防止に有益な情報となることから，都道府県教育委員会と私立・株式会社立学校の都道府県担当課との連携した取組も大切である。
○　また，再発防止策が継続して取り組まれているかを把握し，再発防止策が継続して講じられるよう働き掛ける。

国

○　全国の学校における事故等の発生状況，当該指針を踏まえた基本調査及び詳細調査の実施状況，再発防止策等について把握する。
○　毎年，都道府県等から報告された調査報告書の概要や事故等の状況報告を基に事故情報を蓄積し，有識者会議等による検討や分析を行い，教訓とすべき点を整理した上で学校，学校の設置者及び都道府県等担当課に周知することにより，類似の事故の発生防止に役立てる。
○　当該指針を踏まえた事故等の対応事例や再発防止策について，都道府県教育委員会等を対象とした研修や会議等で共有し，事故発生時の対応や再発防止の普及啓発を行う。
○　必要に応じ，周知を図った再発防止策の実施状況を調査等により確認するなど，継続した再発防止に役立てる。

7　被害児童生徒等の保護者への支援

学校教育は、学校が安全で安心して学べる環境であるという前提の下で行われている。被害児童生徒等の保護者への支援に当たっては、その前提に立ち返り、学校及び学校の設置者が組織的に、丁寧かつ誠実に対応していく必要がある。

（1）被害児童生徒等の保護者への関わり

学校　学校の設置者

○　被害児童生徒等の保護者への支援に当たっては，被害児童生徒等の保護者の心情に十分に配慮した対応を行う。

【参考例】「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（【参考資料６】参照）

・　被害児童生徒等の保護者への説明は対応窓口を一本化し，説明が矛盾することなく，事実を正確に伝えるようにする。
・　被害児童生徒等の保護者への支援は，継続的に行う必要がある。人事異動で学校・又は学校の設置者の対応窓口が変わる場合も，継続的な支援が行えるよう，情報共有と引継ぎの体制を構築する。
・　事故にあった児童生徒等の兄弟姉妹へのサポートは学校の大切な役割となる。兄弟姉妹が他校にいれば，他校と連携し，継続的なサポートを行う。

（被害児童生徒等が死亡した場合）

○　被害児童生徒等の保護者の意向を確認の上，学校として通夜や葬儀にどう対応するか方針を定める。
○　葬儀が終わった後も，被害児童生徒等の保護者への関わりは継続して行い，学校との関わりの継続を求める被害児童生徒等の保護者に対しては，他の児童生徒等の気持ちにも配慮しつつ，クラスに居場所を作る等の工夫をする。
○　被害児童生徒等の保護者の意向も確認し，卒業式への参列等も検討する。
○　被害児童生徒等の保護者の感情に配慮し，専門的なケアの希望が出た場合には，信頼できる専門機関等を紹介又は情報提供を行う。

（被害児童生徒等に重度の障害が残った場合）

○　長期の入院等から復学した際の当該児童生徒等の学校生活を支援する（学校施設の改修，安全管理，学習体制，学びの保障等）とともに，医療，福祉，心理等の信頼できる専門機関等を紹介したり支援チームを組織したりするなど，家族への継続的なサポートを行う。

（被害児童生徒等が複数の場合）

○　複数の児童生徒等に被害が生じている場合は，当該学校で重大な事故が発生している可能性が高い。事故の報告を受けた学校の設置者等は，当該学校に対し，必要な人員の

派遣や助言等の支援を行う。なお，学校が行う被害児童生徒等の保護者に対する支援もサポートする。

○　それぞれの被害児童生徒等の保護者に担当者を決め，被害児童生徒等の保護者一人一人に丁寧な支援を行うとともに，担当者同士が連携して情報を共有し，被害児童生徒等の保護者間の対応に差が生じないようにする。

○　学校や学校の設置者に対する被害児童生徒等の保護者の要望が異なる場合は，それぞれの被害児童生徒等の保護者の意向を十分に踏まえながら，支援担当者等を活用し，調整を図るよう努める。

○　被害児童生徒等の保護者同士が連携し，家族会等の団体を立ち上げている場合は，団体の代表者を窓口にする等，団体の意向も確認しつつ必要な支援を行う。被害児童生徒等の保護者への支援は，段階に応じた対応が必要であり，以下のように継続的な支援を行っていくことが必要である。

（以下，指針内に既出の内容を再掲）

＜事故発生直後＞

○　被害児童生徒等の保護者に対し，事故の発生（第１報）を可能な限り早く連絡する。なお，その際には，事故の概況，けがの程度など，最低限必要とする情報を整理した上で行う。

○　被害の詳細や搬送先の医療機関名等，ある程度の情報が整理できた段階で，第２報の連絡を行う。

＜初期対応時＞

○　応急手当等の事故発生直後の対応終了後は，できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い，学校側が知り得た事実は，被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝える等，責任のある対応を行う。

○　学校は，被害児童生徒等の保護者に寄り添った対応を行い，その求めに応じて，信頼できる第三者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）を紹介し，相談・支援が受けられるようにする。

＜基本調査＞

○　学校及び学校の設置者は，取りまとめられた基本調査の経過及び整理した情報等について適切に被害児童生徒等の保護者に説明する。

○　事実関係の整理に時間を要することもあり得るが，必要に応じて適時適切な方法で経過説明があることが望ましく，基本調査における最初の説明は，調査着手からできるだけ１週間以内を目安に行う。

○　説明に矛盾が生じないよう，原則として，被害児童生徒等の保護者への説明窓口は一本化する。

○　今後の調査についての学校及び学校の設置者の考えを被害児童生徒等の保護者に伝えて，被害児童生徒等の保護者の意向を確認する。

＜詳細調査への移行の判断＞

○　詳細調査の移行の判断に当たっては，学校の設置者は被害児童生徒等の保護者の意向に十分配慮する。

＜詳細調査＞

○　被害児童生徒等の保護者に調査への協力を求める場合は，信頼関係の醸成と配慮が必要であり，必要に応じて，被害児童生徒等の保護者の心情を理解し，被害児童生徒等の保護者，詳細調査委員会，学校や学校の設置者をつなぐ役割を担う支援担当者を確保する。

○　客観性を保つ意味から，原則複数で聴き取りを行う。

○　学校の設置者は，調査の経過についても適宜適切な情報提供を行うとともに，被害児童生徒等の保護者の意向を確認する。

＜最終報告＞

○　詳細調査委員会での調査結果について，調査委員会又は学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に説明する。

＜再発防止策＞

○　報告書の提言を受けて，学校又は学校の設置者は，被害児童生徒等の保護者の意見も聴取するなどして，より具体的，実践的な再発防止策を策定し，それを実践するよう努める。

（２）児童生徒等の心のケア

学校

【参考例】「子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に―」
「学校における子供の心のケアーサインを見逃さないために－」

○　災害等に遭遇すると，恐怖や喪失体験などの心理的ストレスによって，心の症状だけでなく，腹痛や頭痛，眠れない，食欲不振などの身体の症状も現れやすいことが児童生徒等のストレス症状の特徴であることを理解する。

○　災害や事件・事故発生時における児童生徒等のストレス反応は誰でも起こり得ることであり，ストレスが強くない場合には，心身に現れる症状は悪化せず数日以内で消失することが多いが，激しいストレスにさらされた場合は，「急性ストレス障害（ASD)」や「外傷後ストレス障害（PTSD)」を発症することがある。

○　災害や事件・事故発生時におけるストレス症状のある児童生徒等への対応は，基本的には平常時と同じであり，健康観察等により速やかに児童生徒等の異変に気付き，問題の性質を見極め，必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り，学級担任や養護教諭をはじめ，校内組織と連携して組織的に支援に当たることである（【参考資料７】参照)。

○　危機発生時の児童生徒等の心身の健康問題を把握するための方法としては，児童生徒等の様子の直接的な観察，保護者との話合いによる間接的観察及び質問紙を使った調査等の方法があるが，いずれも記録に残すことが大切である。

○　事故の状況等を踏まえ，事件等を目撃した児童生徒等のみでなく，被害児童生徒の兄弟姉妹や，目撃はしていないが被害児童生徒とそれまでに少しでも関連を持ったことが

指針の目的・対象・構成
事故発生の未然防止
事故発生に備えた事前の取組等
事故発生後の対応の流れ
調査の実施 基本調査・詳細調査
再発防止策の策定・実施
被害児童生徒等の保護者への支援
参考資料
参考様式

ある（前学年や縦割り活動・クラブ・習い事など）児童生徒等への配慮も必要であることに留意する。また、関係する保護者等への適切な情報提供にも留意することが必要である。

○　心のケアを必要としているのは児童生徒等だけではないことを理解し，被害児童生徒等の保護者や教職員に対しても継続的な心のケアを行う。

○　教職員は，児童生徒等のために，自分の心身の不調のケアが後回しになっていないか，早めに自分の心身の不調に気付き，休息したり，相談したりすることが児童生徒等の支援にとっても重要であることを理解する。

（３）災害共済給付の請求

学校

○　学校の管理下及び登下校中に発生した児童生徒等の災害（負傷，疾病，障害又は死亡）に対しては，独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定による「災害共済給付制度」により，医療費，障害見舞金又は死亡見舞金等が給付されること及び必要な手続きについて説明する（制度に加入していない場合を除く。）。ただし，給付対象外となる災害や治療もあるため，事前に独立行政法人日本スポーツ振興センターに確認し，給付制度について正しく理解した上で説明する。

○　災害共済給付の請求に当たっては，被害児童生徒等の保護者の感情に十分配慮し，適切な時期に被害児童生徒等の保護者に説明を行うとともに，申請手続きについても十分に意思疎通を図りながら進める。

○　給付金の請求期間は，給付事由が発生してから２年間であることに十分注意し，保護者への説明の際にもこのことを正確に伝える等の留意が必要である。

◆独立行政法人日本スポーツ振興センター
災害共済給付 Web サイト
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/tabid/56/Default.aspx

（４）中立な立場で事故に係る対応を支援する「支援担当者」の設置

学校

○　被害児童生徒等の保護者への対応においては，学校に連絡担当となる教職員を置き，窓口を一元化することにより，学校と被害児童生徒等の保護者間の連絡を円滑にできるようにすることが望ましい。

学校の設置者

○　他方，学校の設置者等は，被害児童生徒等の保護者と学校の二者間ではコミュニケーションがうまく図れず，関係がこじれてしまうおそれがあると判断したときは，被害児童生徒等の保護者と学校，双方にコミュニケーションを取ることができ，中立の立場で現場対応を支援する支援担当者を設置することを検討する。（★）

○　支援担当者は，被害児童生徒等の保護者と学校では立場が異なることを理解した上で，中立的な視点で被害児童生徒等の保護者と教職員双方の話を丁寧に聴き，情報を整理し，当事者間の合意形成を促す等，常に公平な態度で双方の支援を行うことで，両者が良好な関係を築けるよう促すことを主な役割とする。

○　また，支援担当者は，必要に応じ，被害及び加害児童生徒等の保護者間における対応に関する相談に係る支援の役割も有するものとする。

○　支援担当者は，事故対応の知見を有する都道府県又は市区町村の職員が想定される。また，地域の実情によっては，学校の設置者が事故対応に精通した学識経験者（大学教員・元教員その他これらに準ずる者）に支援担当者を委嘱する等も考えられる。なお，委嘱する場合には，個人の情報等を扱うことから，守秘義務を課すなどの対応が必要となる。

○　支援担当者は，継続的な支援を行う必要があることから，複数人のチームで対応することも考えられる。その際，担当者間において対応の共通認識を図りながら支援等ができるように努める必要がある。（★）

○　支援担当者は，独立行政法人日本スポーツ振興センターの「学校等事故事例検索データベース」を活用するなど，過去の事故事例を参照しながら事故対応の知見を広めるよう努める。

都道府県等担当課

○　人口規模の小さな地方公共団体や，都道府県等担当課において，支援担当者に適した者を選定することが難しい場合，都道府県教育委員会は，市区町村教育委員会や都道府県等担当課の求めに応じ，支援担当者に適した者を推薦する等，支援を行うことが望まれる。

指針の目的・対象・構成
事故発生の未然防止
事故発生に備えた事前の取組等
事故発生後の対応の流れ
調査の実施 基本調査・詳細調査
再発防止策の策定・実施
被害児童生徒等の保護者への支援
参考資料
参考様式

おわりに

学校の安全を確保するに当たり，まずは，事件・事故等の発生を未然に防ぐこと（事前の危機管理）が重要です。万一事故が発生してしまった場合には，学校や学校の設置者は，事実にしっかりと向き合い，事実を明らかにするという姿勢が重要です。そして，そこで明らかとなった事故の教訓を真摯に受け止め，今後の事故防止のための安全管理や安全教育に生かし，児童生徒等の安全確保の取組を徹底していくと同時に，被害児童生徒等の保護者に対しては，誠意をもって支援を継続していくことが必要です。

文部科学省では，平成２６年度から「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議を設置し，学校において，重大事故の発生を未然に防止するための方策とともに，事故後の対応の在り方について議論を重ね，平成２８年３月に「学校事故対応に関する指針」を策定しました。さらに，「第３次学校安全の推進に関する計画（令和４年３月２５日閣議決定）」を踏まえ，令和４年度から「学校安全に関する有識者会議」で指針見直しに向けた検討を始め，令和５年度には「学校事故対応に関する指針の見直しワーキンググループ」を設置し更に検討を重ね，指針の改訂を行いました。今回の改訂に当たり，改めて，事件・事故が発生した場合には，学校及び学校の設置者が，誠意をもって，組織的に対応していくことの重要性が議論されたところです。

本指針は，こうした議論等を踏まえ，学校事故対応に関して一定の方向性を示したものですが，今後，各学校及び学校の設置者，都道府県等担当課において，この指針を参考に具体的に取り組んでいただくことが重要です。

学校及び学校の設置者，都道府県等担当課においては，取り組みやすいようチェックリストも作成しましたので是非参照いただき，まずは事故の未然防止，事故発生に備えた事前の準備に取り組み願います。また，万が一事故等が発生してしまった場合には被害児童生徒等やその保護者の方々に寄り添うこと，その対応を組織的に行うことを念頭に対応するともに，事故を振り返っての調査を行い，国への報告含め，その事故等から得られた教訓を共有していただき，日本全体としての学校安全の強化に寄与いただきたく思います。

今後，事故対応等の取組事例が蓄積され，新たな課題が明らかとなった場合には，その課題を基に，更に改善を加えていきます。その際には，事故の未然防止の在り方や事故発生時の適切な対応，被害児童生徒等及びその保護者に対する支援の在り方等についても，再度検討し，必要な改善・見直しを行うこととします。

文部科学省においては，この指針が，現場を支援し，事件・事故の未然防止や被害の最小化，事故等が発生してしまった場合には被害児童生徒等やその保護者に寄り添った対応を行うとともに，再発防止を行うことを実効性をもって後押しするものとなるよう，引き続き，各学校や学校の設置者，都道府県等担当課と連携した取組を進めてまいります。

事　務　連　絡
令和３年６月９日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」
の活用について（依頼）

「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）は、学校保健安全法第 29 条に基づき各学校で作成が義務付けられており、学校で危機管理を具体的に実行するために必要な事項や手順等を示すものとされています。

すでに各学校では、学校保健安全法の定めに基づき、地域や学校の実情を踏まえた危機管理マニュアルを作成しておりますが、危機管理マニュアルは、一度作成すればよいというものではなく、学校で実施した訓練等の検証結果や、学校を取り巻く様々な状況の変化、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進校の取組事例などを基に、常に見直し・改善を行うことが必要です。

また今般、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 30 号）が成立し、新たな避難情報として避難勧告が廃止されたことなど、状況の変化を踏まえ、危機管理マニュアルの適切な見直しが急務となっています。

さらに、平成 29 年の水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正により、市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられている学校のうち、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地している学校においては、避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられておりますので、該当する学校におかれては、遅滞なく確実に対応する必要があります。なお、別添写しのとおり、６月８日付３施参事第１０号での調査結果を受け、当該計画の作成や避難訓練の実施の状況につ

いては、別途確認させていただく予定です。

こうした状況を踏まえ、文部科学省ではこの度「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を作成しました。

本ガイドラインは「チェックリスト編」「解説編」「サンプル編」の３編で構成されており、各学校でこうした危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際の評価の観点（チェックリストや考え方）、その他参考となる情報などの提供を目的として取りまとめました。学校で危機管理マニュアルの見直しを行う際に活用することはもちろんのこと、学校設置者等が学校の危機管理マニュアルの内容を確認し、改善に向けた指導・助言等を行う際にも適宜活用願います。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

○「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 防災教育係
電話：03-5253-4111(内線 2670)
E-mail:anzen@mext.go.jp

浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査の結果をお知らせするとともに、水害・土砂災害対策の実施について重要なお願いをするものです。必ず確認をお願いします。

写

３施参事第 10 号
令和３年６月８日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各都道府県教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各都道府県専修学校主管課長　殿
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
各都道府県認定こども園主管課長
各国公私立大学施設担当部課長
各国公私立高等専門学校施設担当部課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官
野　口　　健

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
石　塚　　哲　朗
（公印省略）

浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査の結果及び
水害・土砂災害対策の実施について（通知）

近年、気候変動に伴う水害・土砂災害の激甚化・頻発化により学校においても甚大な被害が発生しています。また、学校における水害・土砂災害対策は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等によるソフト面の対策と、施設整備によるハード面の対策の両方から実施することが重要です。このため、浸水想定区域※1・土砂災害警戒区域※2 に立地しており、かつ、市町村地域防災計画で要配慮者利用施設として位置づけられた公立学校を対象として、水害・土砂災害対策の実施状況調査を初めて実施し、その結果を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

この調査結果によれば、ソフト面の対策について、いまだに、水防法や土砂災害防止法※3 により義務付けられている避難確保計画の作成や避難訓練の実施を行っていない学校が見られます。このような学校においては、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和３年６月）」※4 を参考に、今年度中に速やかに避難確保計画を作成し、避難確保計画に基づいた避難訓練を確実に実施する必要があります。学校安全所管課においては、本調査で未作成・未実施であった学校に対し、避難確保計画（各学校の危機管理マニュアルが、水防法又は土砂災害防止法に基づく避難確保計画に求められている事項を満たしていれば可）の作成と、避難確保計画に基づいた避難訓練や防災教育の実施について指導願います。さらに、各学校における避難確保計画の作成状況や、避難訓練等の実施予定についても、速やかに確認願います。

また、ハード面の対策については、児童生徒等の安全の確保、避難所としての運営、学校教育

活動の早期再開等に支障のないよう、例えば、老朽化対策に合わせて、「学校施設の水害・土砂災害対策事例集（令和３年６月）」※5を参考に、学校設置者が主体となって水害・土砂災害から学校を守る取組や、防災担当部局等の要請に学校設置者が協力し、水害から地域を守ることに学校が貢献する取組を検討していただきますようお願いします。また、「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために（令和２年３月）」※6を参考に、施設・設備の点検や重要書類等の保管場所の検討をお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人においては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた地方公共団体においては所管の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対し、都道府県専修学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校主管課においては所管の専修学校に対し、都道府県認定こども園主管課においては域内の市区町村認定こども園主管課及び所管の認定こども園に対し、厚生労働省の専修学校主管課においては所管の専修学校に対し、それぞれ周知いただくようお願いします。

※1　国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）、都道府県知事又は市町村長が指定した排水施設等について、想定最大規模降雨により雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域（雨水出水浸水想定区域）、都道府県知事が指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）のこと（水防法第 14 条、第 14 条の 2、第 14 条の 3 関係）

※2　土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域のこと（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項関係）

※3　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）

※4　学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和３年６月）　(QR コード)
(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

※5　学校施設の水害・土砂災害対策事例集（令和３年６月）　(QR コード)
(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00001.html

※6　台風等の風水害に対する学校施設の安全のために（令和２年３月）　(QR コード)
(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00477.html

（本件連絡先）
大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）付施設防災企画係
電　話：03－6734－3184
メール：bousai@mext.go.jp

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室防災教育係
電　話：03－6734－2670
メール：anzen@mext.go.jp

令和６年度学校安全総合支援事業
実践事例集
令和７年３月発行

問合せ先：福岡県教育庁教育振興部義務教育課
〒811-8575　福岡市博多区東公園７番７号
電話　092-643-3911（教育相談室）